

**木城町人口ビジョン及び  
第2期木城町まち・ひと・しごと  
創生総合戦略**

**令和2年3月**

**木 城 町**



# 目 次

## 第1章 木城町人口ビジョン

### 第1節 木城町人口ビジョンとは

- 1 木城町人口ビジョンの位置づけ ..... 1
- 2 木城町人口ビジョンの対象期間 ..... 1
- 3 国の長期ビジョン・総合戦略の概要 ..... 1

### 第2節 木城町の現況分析

- 1 人口と世帯 ..... 4
- 2 自然動態と社会動態 ..... 6
- 3 結婚・出産の状況 ..... 8
- 4 人口移動 ..... 11
- 5 産業動向 ..... 16
- 6 財政状況 ..... 20

### 第3節 将来人口の推計と分析

- 1 国立社会保障・人口問題研究所の推計 ..... 23
- 2 人口の変化が将来に与える影響 ..... 25
- 3 木城町独自の推計 ..... 27

### 第4節 木城町の将来展望

- 1 目指すべき将来の方向 ..... 30
- 2 人口の将来展望 ..... 33

## 第2章 第2期木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略

### 第1節 総合戦略の基本的な考え方

1 基本的な考え方	40
2 総合戦略の対象期間	40
3 上位計画等との関係	41

### 第2節 木城町の課題と方向性

1 人口減少と超高齢社会への対応	43
2 農林業と商工業の変化	43
3 観光の魅力向上やふるさと納税の推進による交流・関係人口の増加	44
4 地域の特色を活かしたまちづくり	44

### 第3節 施策目標

施策目標	45
1 基本目標 1 稼ぐ木城をつくとともに、安心して働けるようにする	47
2 基本目標 2 木城とのつながりを築き、木城への新しい人の流れをつくる	51
3 基本目標 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	54
4 基本目標 4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる	60
5 横断的目標 1 多様な人材の活躍を促進する	65
6 横断的目標 2 新しい時代の流れを力にする	68

### 第4節 施策検証の枠組み

1 PDCAサイクルの確立	71
2 施策検証の枠組み	72

注 釈	73
-----	----



# 第1章 木城町人口ビジョン

## 第1節 木城町人口ビジョンとは

### 1 木城町人口ビジョンの位置づけ

木城町人口ビジョンは、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」（令和元年12月20日）及び第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日）に沿って、本町における人口の現状分析を行い、人口に関する町民の意識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものである。

今後5年間の目標や策定の基本的方向、具体的な施策をまとめた「第2期木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向けた基礎資料とする。

### 2 木城町人口ビジョンの対象期間

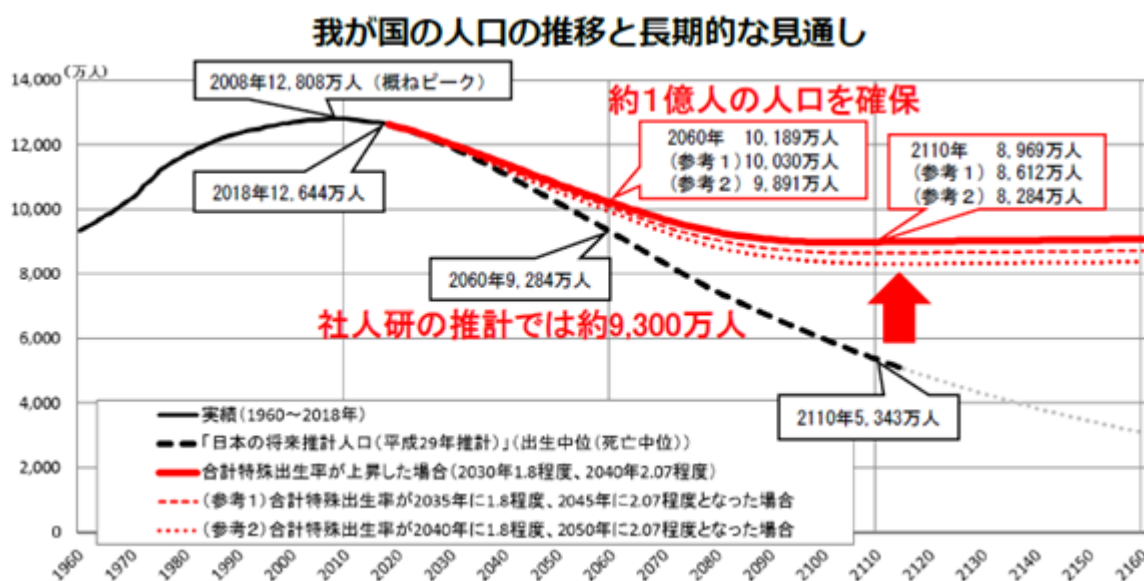
木城町人口ビジョンの対象期間は、国の長期ビジョンの期間と同様に2060年を基本とする。

また、将来人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を基礎数値として用いる。

### 3 国の長期ビジョン・総合戦略の概要

#### (1) 人口の長期的展望

社人研「将来推計人口（平成29年推計）」では、このままでは2060年の総人口は9,284万人にまで落ち込むと推計されている。



これに対して、仮に 2040 年に出生率が人口置換水準と同程度の値である 2.07 まで回復するならば、2060 年に総人口 1 億人程度を確保し、その後 2100 年前後には人口が定常状態になることが見込まれる。

若い世代の結婚・出産・子育ての希望が実現するならば、我が国の出生率は 1.8 程度の水準まで向上することが見込まれる。まず目指すべきは、特に若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ることである。

また、既に高齢者数がピークを迎えている地方は、人口流出の歯止めと出生率の改善によって、人口構造が若返る余地が大きい。出生率の全国平均値が 2040 年までに 2.07 に回復するとした場合、地方が東京圏より先行して若返っていくことが想定される。



## (2) 地域経済社会の展望

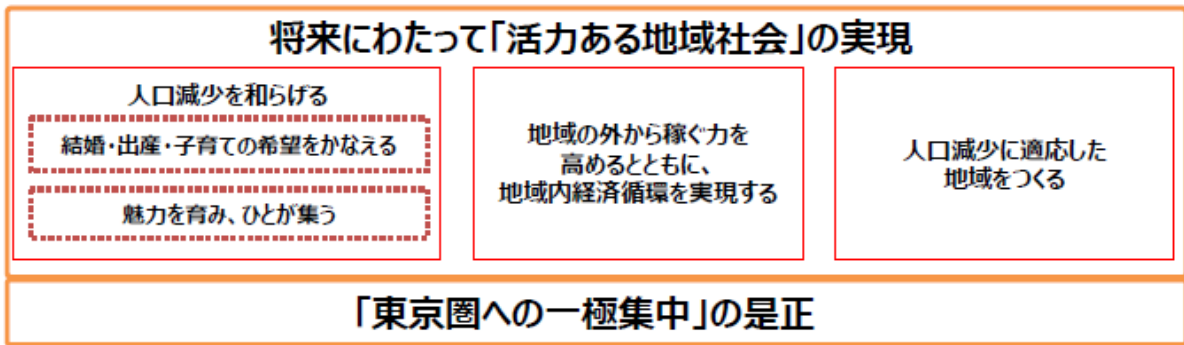
人口構造の若返りは、若い世代の「働き手」が経済成長の原動力となるとともに、高齢者等を支える「働き手」の一人当たり負担が低下していく「人口ボーナス」が期待できる。

さらに、高齢期もできる限り就労する「健康長寿社会」が到来すれば、高齢者の更なる労働力の確保が期待でき、「健康寿命」が延伸することは地域経済社会に好影響を与えることになる。

- ◆ それぞれの地域が、独自性を活かし、多様な地域社会を創出していく
- ◆ 自らが、地域資源を活用して地域の外からも稼ぐ力を高め、地域内経済循環の実現に取り組む
- ◆ 多様な価値観や経験、技術を有する海外からの人材が、その能力を一層発揮してもらえる環境
- ◆ 特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大に取り組む
- ◆ 今後の人口減少に適応した地域をつくる

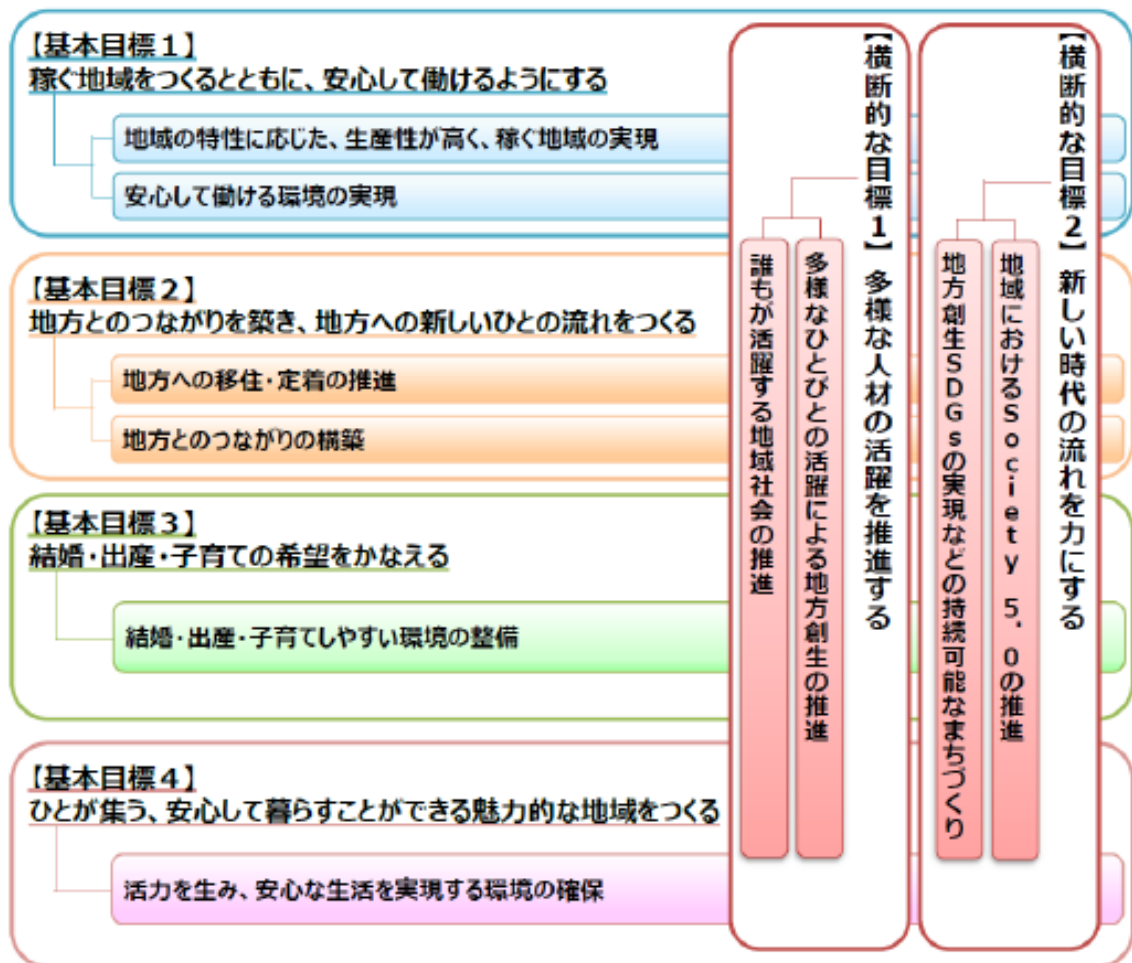
「活力ある地域社会」  
の実現

(3) 地方創生の目指すべき将来



(4) 第2期総合戦略の基本目標

将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すため、第1期の成果と課題等を踏まえて、第1期「総合戦略」の政策体系を見直し、以下のとおり、次の4つの基本目標と2つの横断的な目標の下に取り組む。

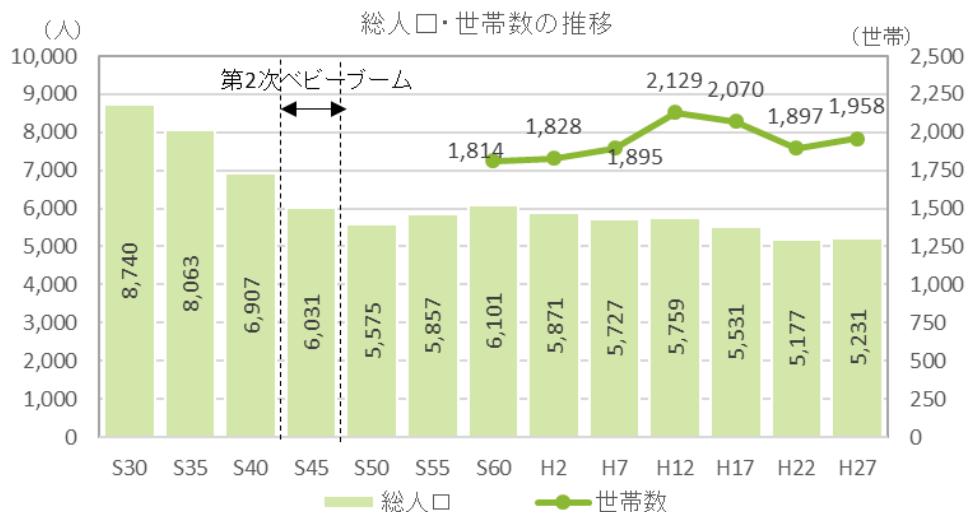




## 第2節 木城町の現況分析

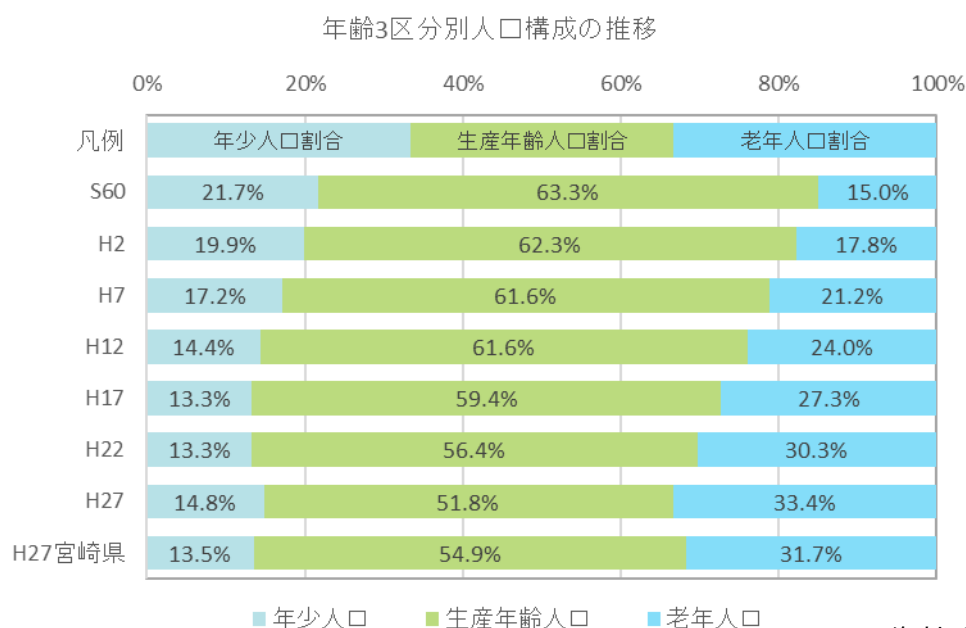
### 1 人口と世帯

本町の人口は、昭和30年以降減少し続け、昭和55年に増加傾向に転じたが、平成2年以降再度減少傾向へと変わった。その後、平成27年国勢調査では増加し、5,231人となった。世帯数は平成12年まで増加傾向であったが、平成17年より減少しており、平成27年は前年に比べると増加したものの1,958世帯となっている。



資料：国勢調査

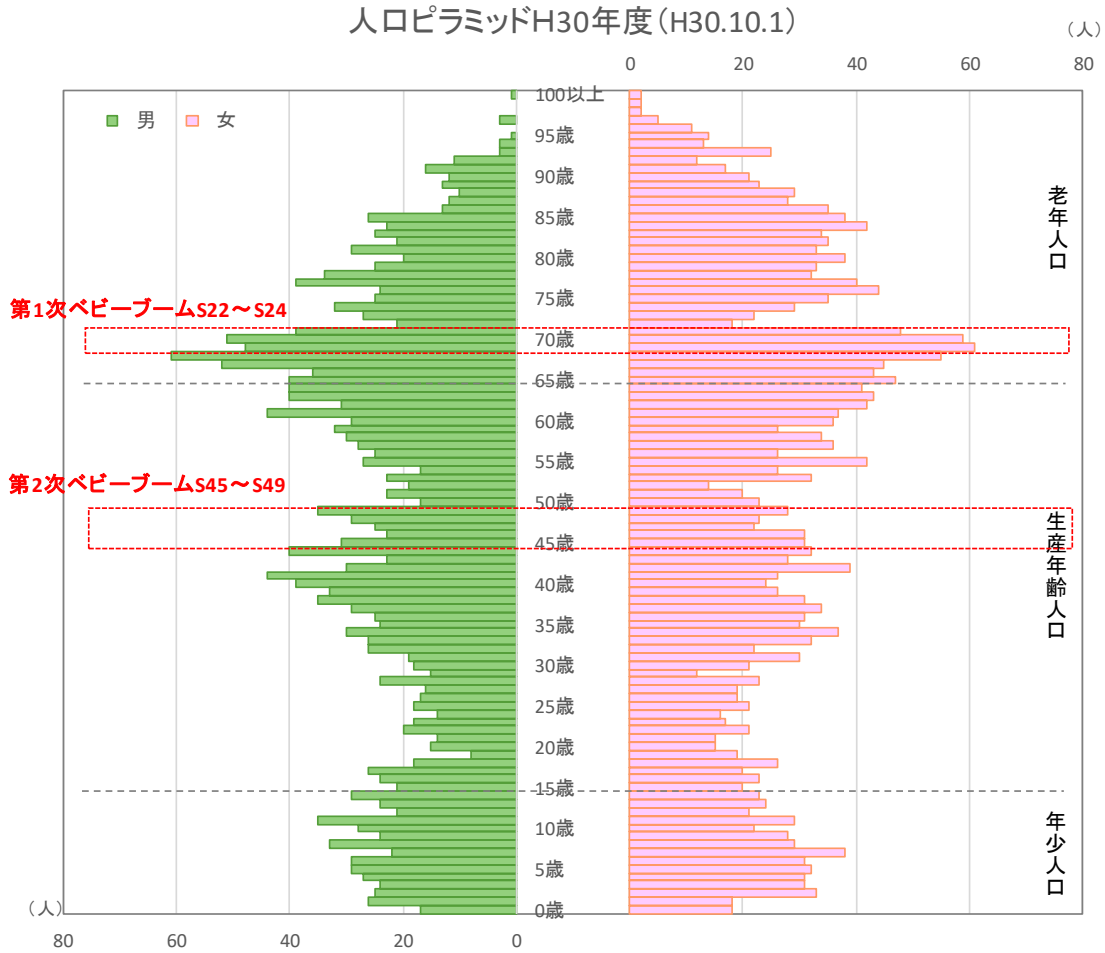
また、年齢3区分別人口構成の推移では、昭和60年以降、老年人口の割合は増加傾向であり、昭和60年時点で既に高齢社会（老年人口割合が14%超）、平成7年では超高齢社会（老年人口割合が21%超）の割合を超えている。平成27年度の割合をみると、年少人口の割合が平成22年度13.3%に比べ14.8%に増加している。



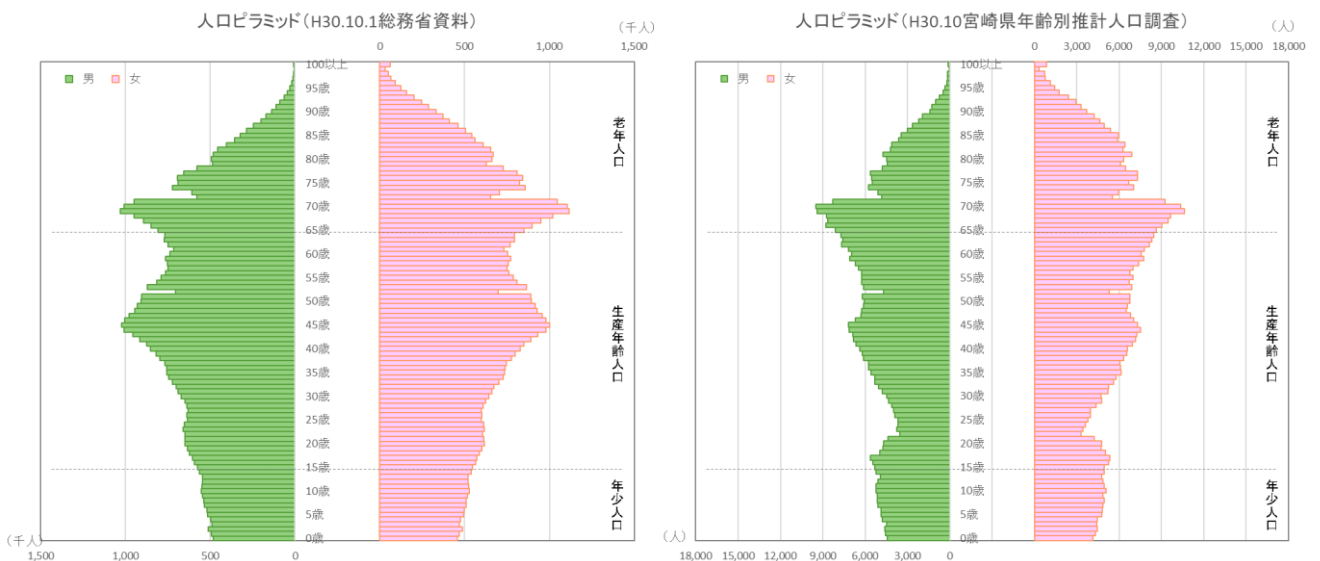
資料：国勢調査

平成 30 年度の住民基本台帳を基にした本町の人口ピラミッドを全国及び宮崎県全体と比較した。

本町では、20 代前半の人口が最も少なくなっており、これは宮崎県全体の傾向と同様である。全国的に見られる団塊ジュニア世代（47 歳前後）の山が、本町では特徴的には現れていないほか、他世代に比較して 10 歳以下の世代が相対的に多い状況が見られる。



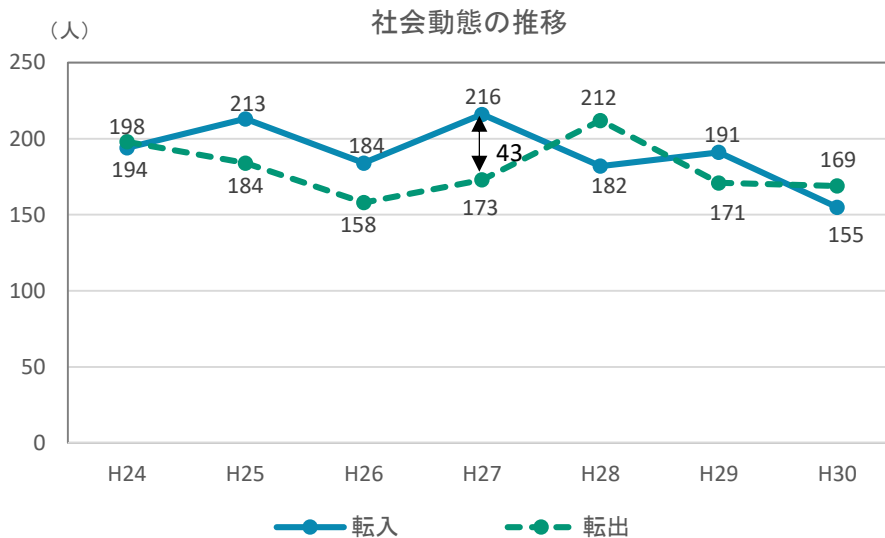
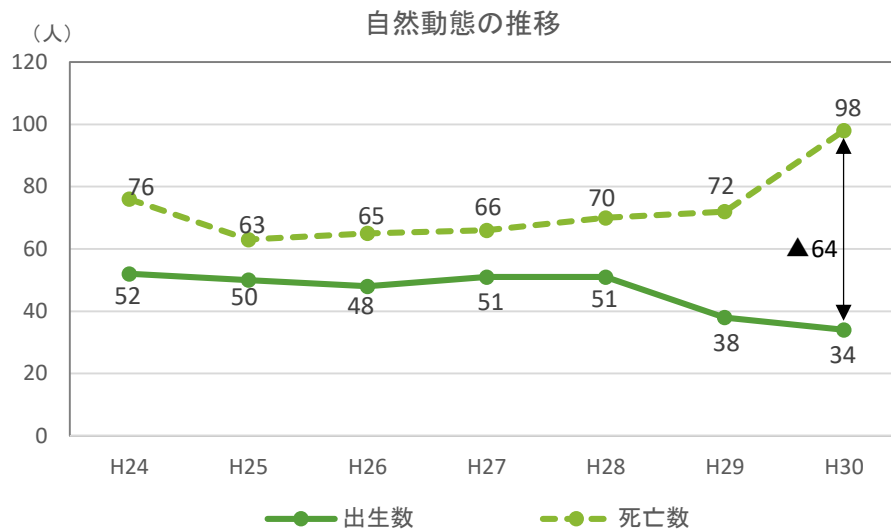
資料：住民基本台帳H30.3.31



## 2 自然動態と社会動態

本町の自然動態は、出生数が死亡数を下回る状況が続いている。出生数は、平成 28 年から減少傾向であり、死亡数は、平成 28 年から 70 人を超え、平成 30 年には 98 人まで増加している。出生数と死亡数の差が最も大きいのは、平成 30 年であり、その差は 64 人である。

一方、社会動態では、平成 25 年から平成 27 年まで転入数が転出数を上回る状況が続いていた。平成 28 年には転入数が転出数を下回ったものの、平成 29 年には再び転入数が転出数上回り、翌年にはまた逆転するなど変動を繰り返している。転入数と転出数の差が最も大きいのは、平成 27 年であり、その差は 43 人である。

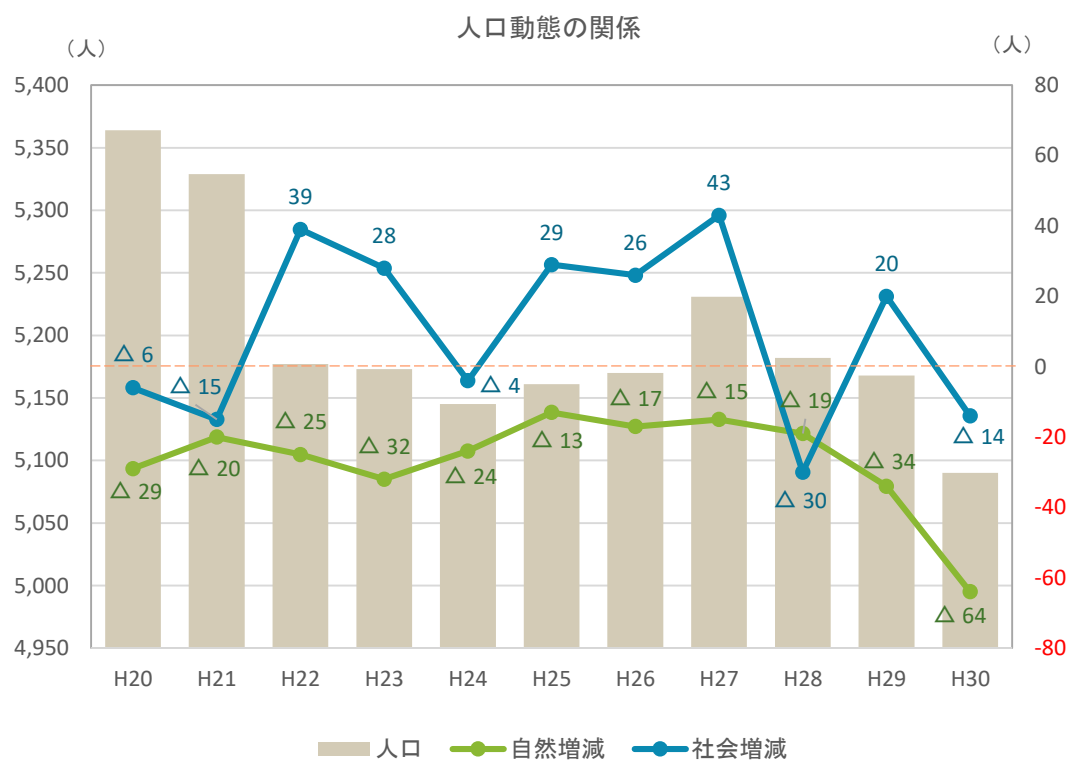


資料：宮崎県統計情報年齢別自然・社会動態

本町の自然増減では、平成 20 年以降自然減が続いており、平成 25 年以降は 20 人未満の自然減が続いていたが平成 29 年で更に減少し平成 30 年には 64 人の自然減となっている。

社会増減では、平成 20 年以降は社会増減を繰り返しているが、平成 25 年から社会増が続き平成 27 年をピークに 43 人まで増加した。しかし、平成 28 年には 30 人の減少となりその後増減を繰り返している。

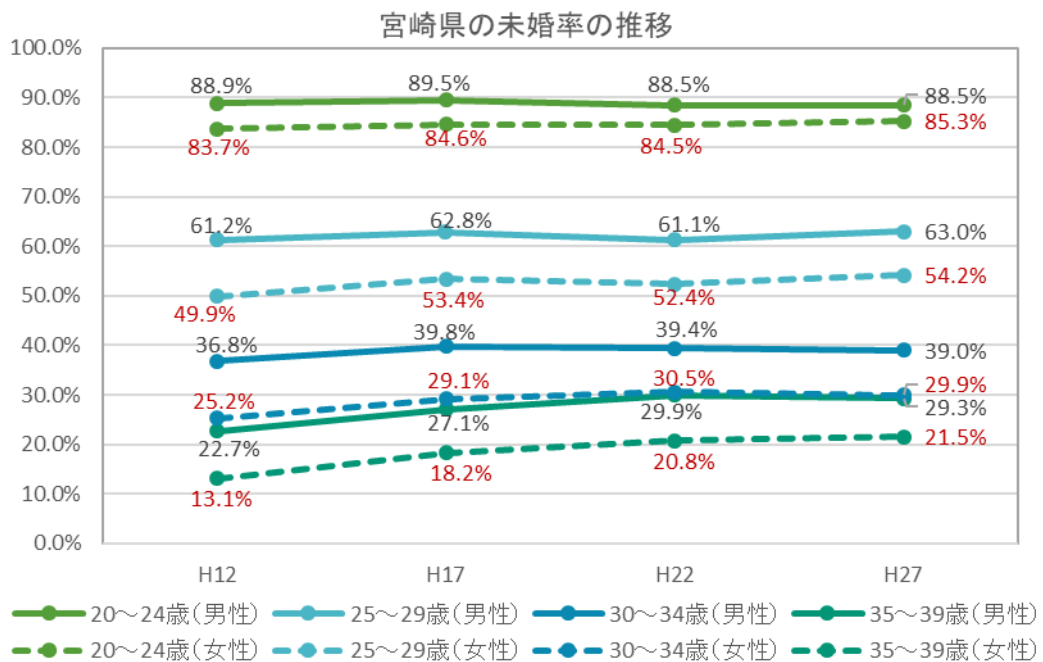
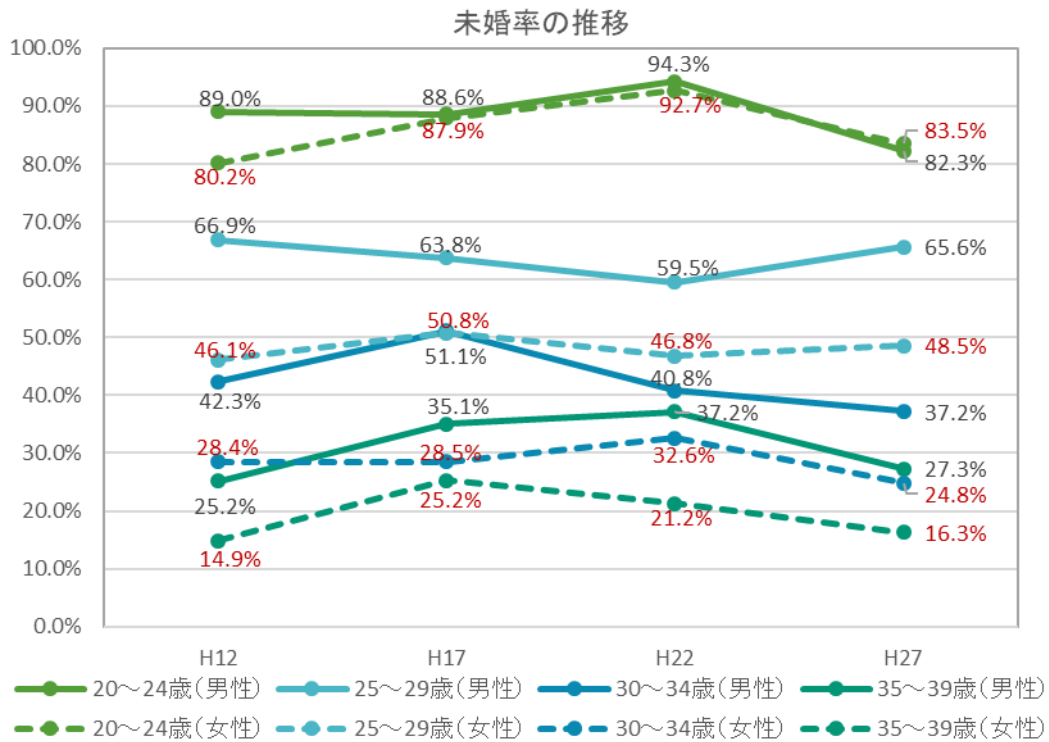
なお、各年の人口の算出は、国勢調査を基準とした各年の自然増減、社会増減による推計値である。平成 22 年の人口のみ、国勢調査による確定値であるため、他の年代との人口算出方法は異なる。そのため、平成 22 年は、人口動態では増加しているが、前年と比べ人口が減少していることに注意する。



資料：宮崎県統計情報年齢別自然・社会動態

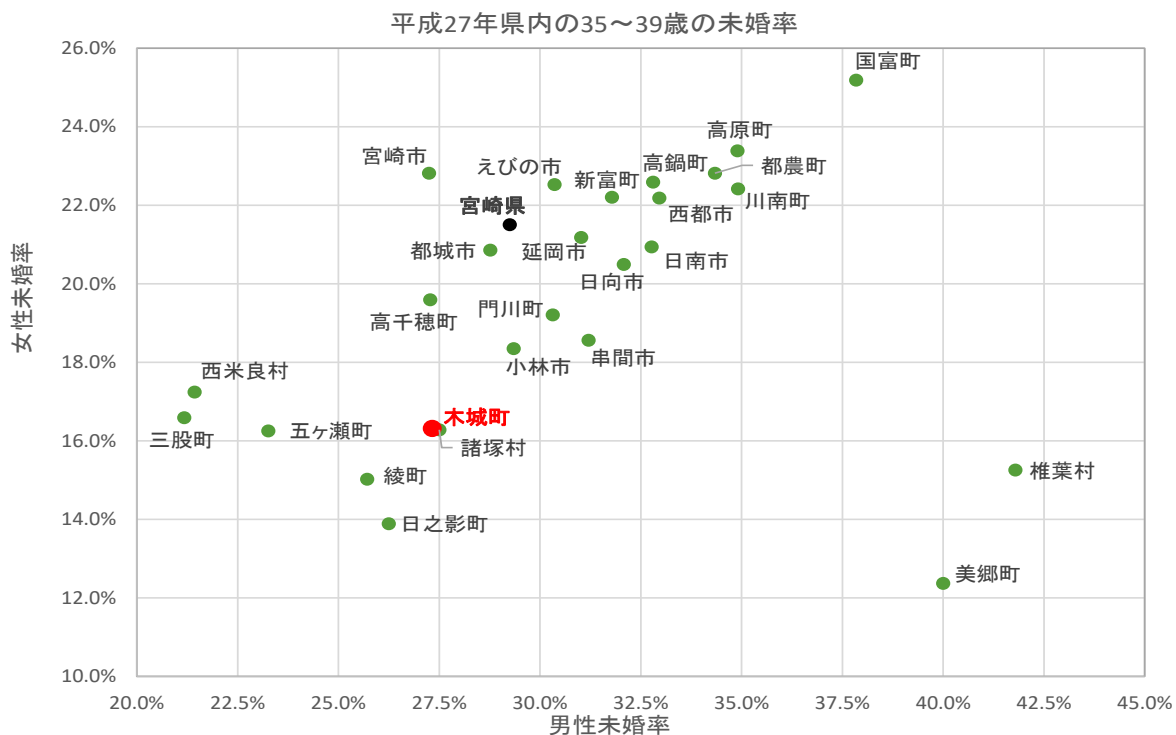
### 3 結婚・出産の状況

結婚について、20～39歳の男女別未婚率の推移を5歳階級別にみると、男性に比べ女性の未婚率は低い。30～34歳男性と35～39歳女性のみ平成17年から未婚率は減少し続けている。また平成22年度からの推移をみると、宮崎県の未婚率推移は増加の傾向にあるのに対して、本町の未婚率は25～29歳の男女を除き他の世代すべてで減少している。



資料:国勢調査

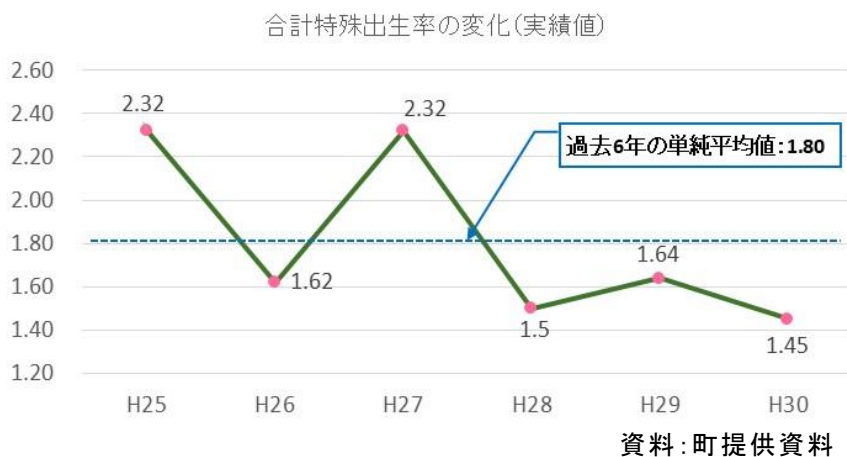
宮崎県内市町村の未婚率の散布図をみると、35～39歳の未婚率は、男女ともに宮崎県の未婚率より低く、特に女性の未婚率が県平均の未婚率より約5%低い。



合計特殊出生率は、人口統計上の指標であり、一人の女性が一生に産む子どもの平均数である。

平成25年から平成30年までの6年間に於ける合計特殊出生率の変化(実績値)を下図に示すが、人口を長期的に一定に保てる水準である2.1を上回る2.32という数値を平成25年と27年に記録している一方で、平成30年には最低値の1.45を示すなど大きく変動している。

人口規模が小さな本町では、子供の出生数の小さな変動が出生率に大きく影響するため、過去6年間の平均値としての1.80を、本町の近年の合計特殊出生率と設定する。





## 4 人口移動

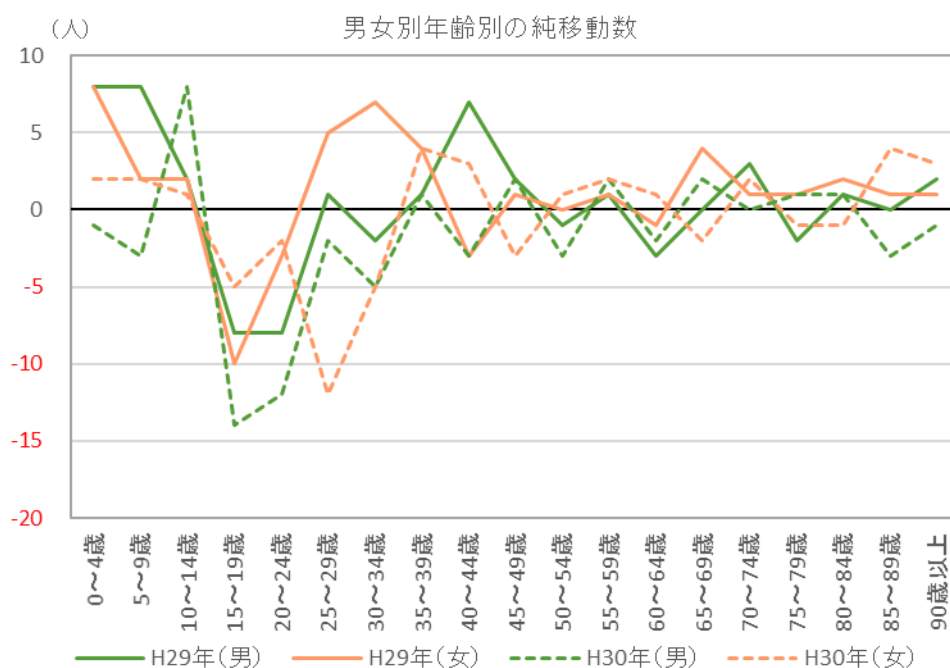
本町の人口移動（転入・転出）を男女別年齢別に純移動数の動きを下図に示す。なお、純移動数がマイナスの場合は転出を示し、純移動数がプラスは転入を示している。

平成 30 年は、平成 29 年と比べ転出が多い。

15～24 歳において、概ね転出が多い。15～24 歳は高校生や大学生と想定すると、進学や就職等により町外への転出が多いと考えられる。

25～29 歳では、平成 29 年には転入が多かったのに対し、平成 30 年では転出が多く、女性に関してはどの世代の中でも一番転出が多い。

平成 29 年は 0～9 歳の転入も多く、20 歳代後半から 30 歳代を子育て世代と想定すると、子育てのしやすい環境を求め転入が増えたと考える。しかし平成 30 年は 0～9 歳と 20 歳代後半から 30 歳代の転出が多く、前年度と異なる傾向となった。一方で前年度に比べ、10～14 歳と 35～44 歳の女性の転入が多い結果となった。



資料:住民基本台帳人口移動報告

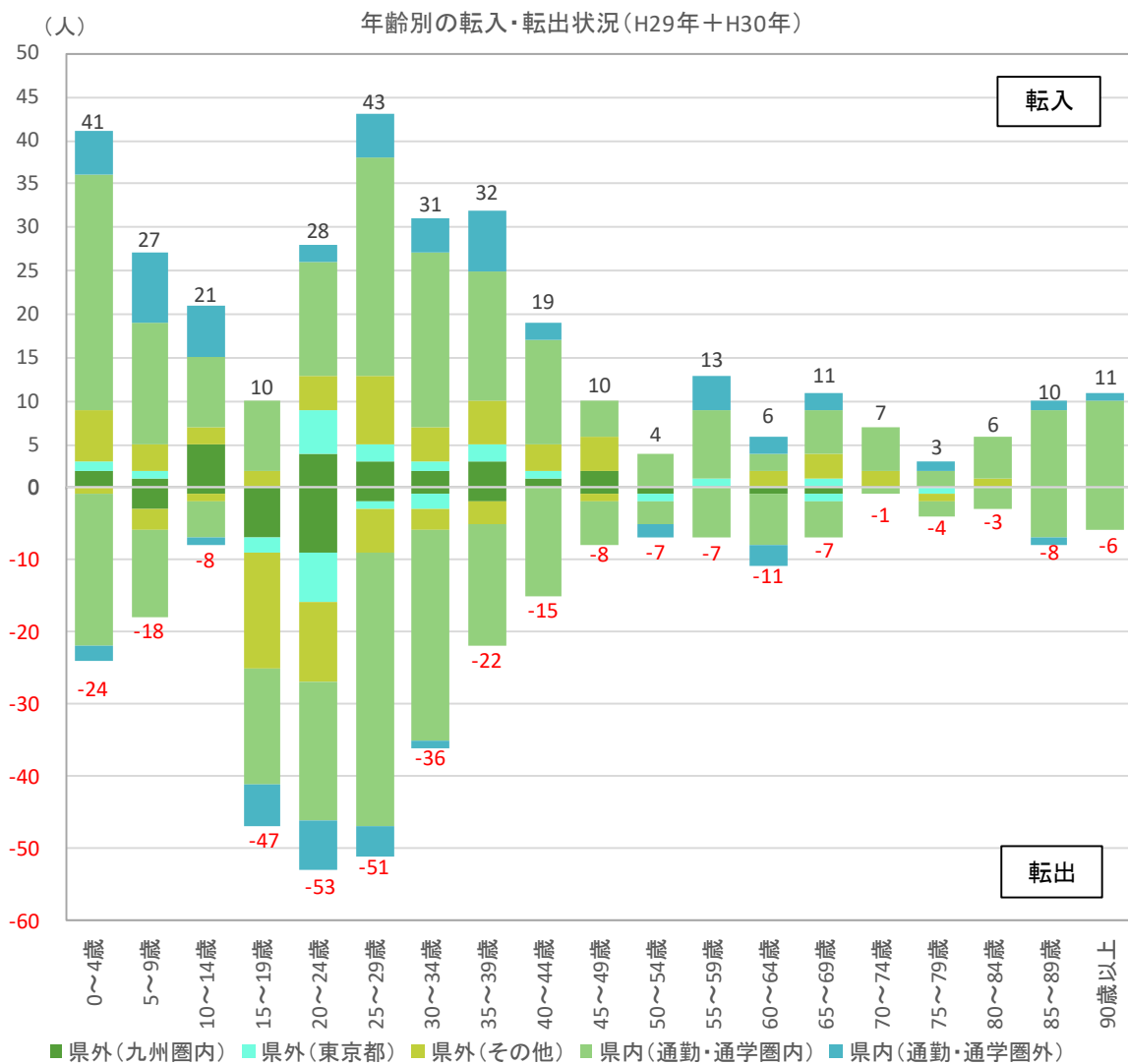


転入先、転出先として、県外（九州圏内）、県外（東京都）、県外（その他）、県内（通勤・通学圏内）、県内（通勤・通学圏外）の5種類別で整理を行った。

なお、県外（九州圏内）は宮崎県を除く福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県の6県の合計とし、県内（通勤・通学圏内）は、国提供資料の平成22年通勤通学率（不詳含まない）で、県内通勤・通学者のうち0.1%以上の割合で通勤・通学先となっている下記8市町を対象とした。

県内(通勤・通学圏内)の対象市町村		
宮崎市	国富町	川南町
日向市	高鍋町	都農町
西都市	新富町	

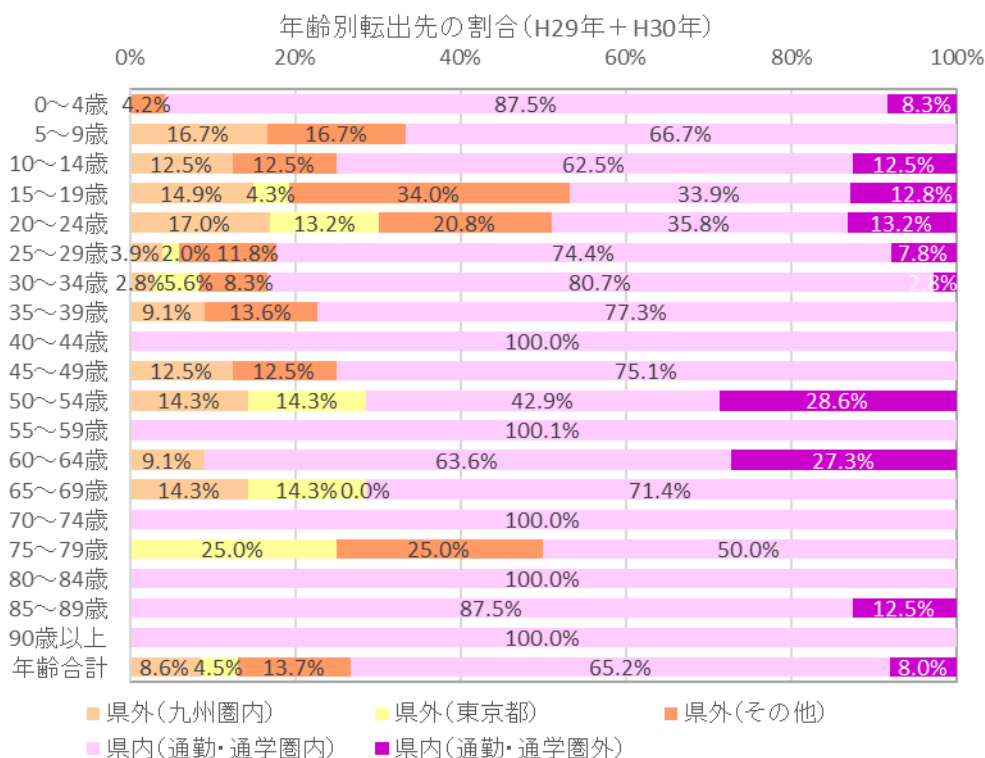
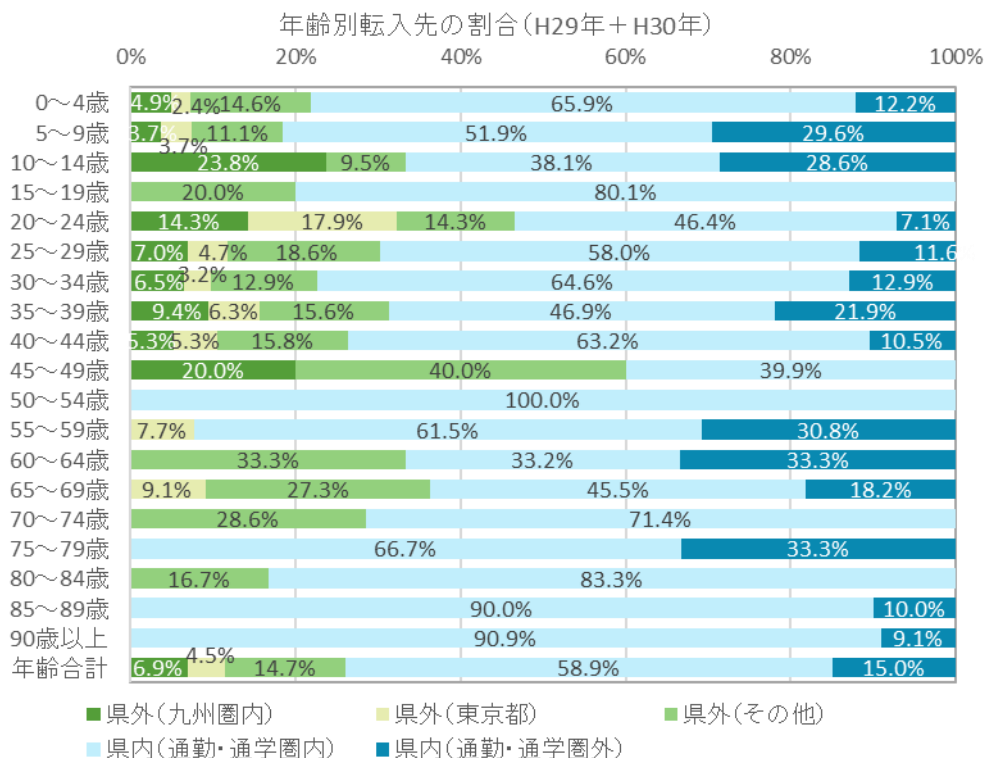
平成29年と平成30年の2か年の合計値における年齢別の転入先、転出先別の人口移動数では、転入は25～29歳が最も多く、次いで0～4歳が多い。転出は20～24歳が多く、次いで25～29歳が多い。20歳代の転入は2年間で71人、転出は104人で転出が転入より33人多い。また、30歳代では、転入は2年間で63人、転出は58人と、転入が転出より5人多い。



資料: 住民基本台帳人口移動報告

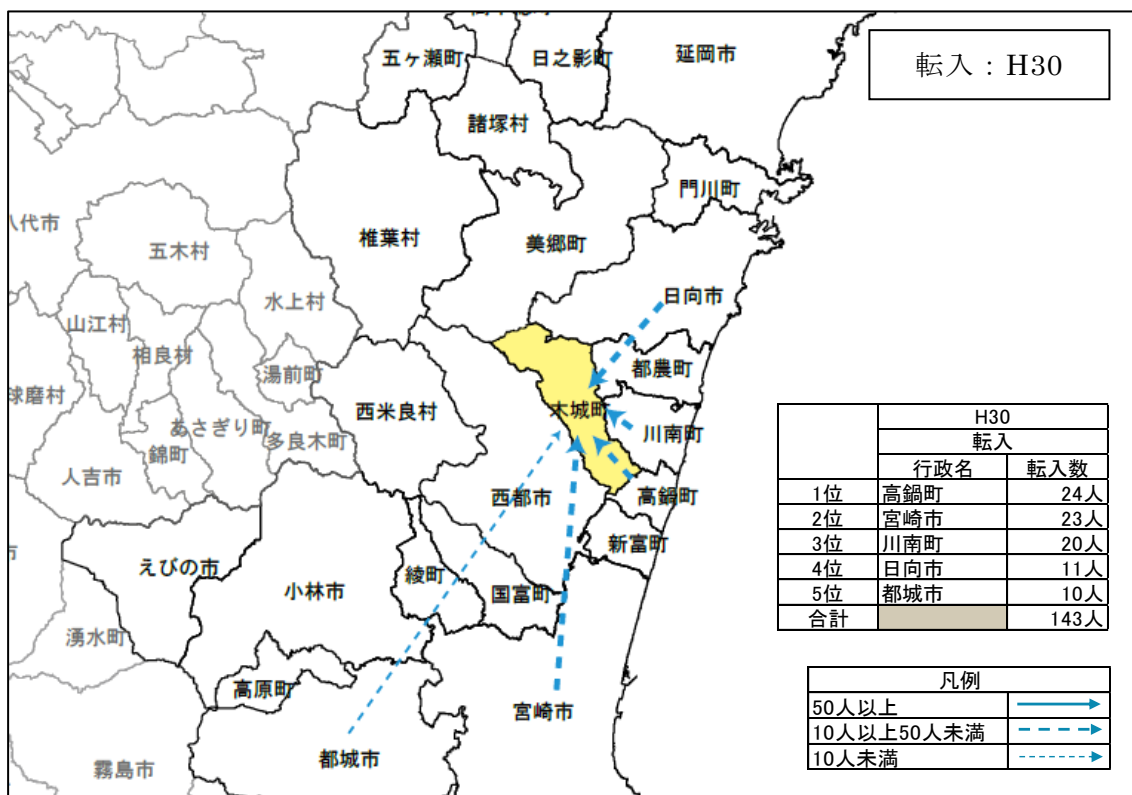
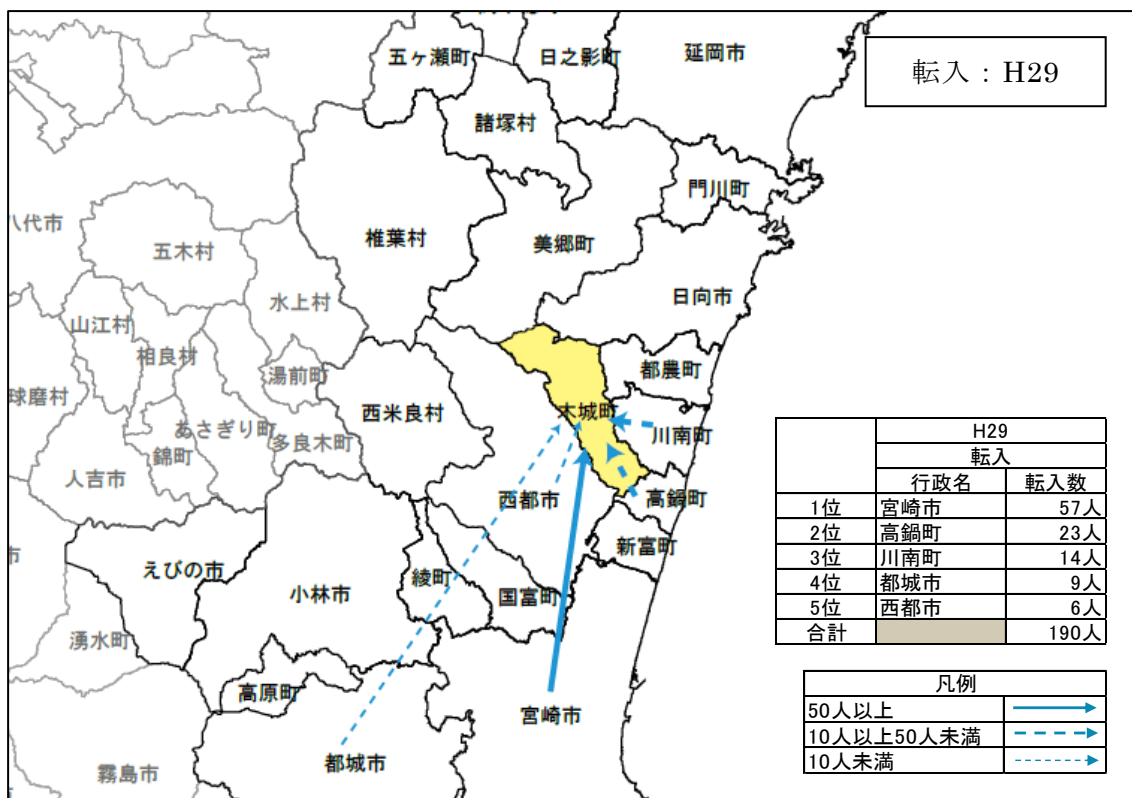
また、平成 29 年と平成 30 年の 2 か年における転入先別の人口移動の割合では、町全体では県内からの転入が約 7 割であるが、45～49 歳では県外からの転入の割合が 6 割と高い。

一方、転出先別の人口移動の割合では、概ね県内への転出が多いが、15～19 歳では県外の転出の割合が 5 割と高く、その内東京都への転出が 1 割である。



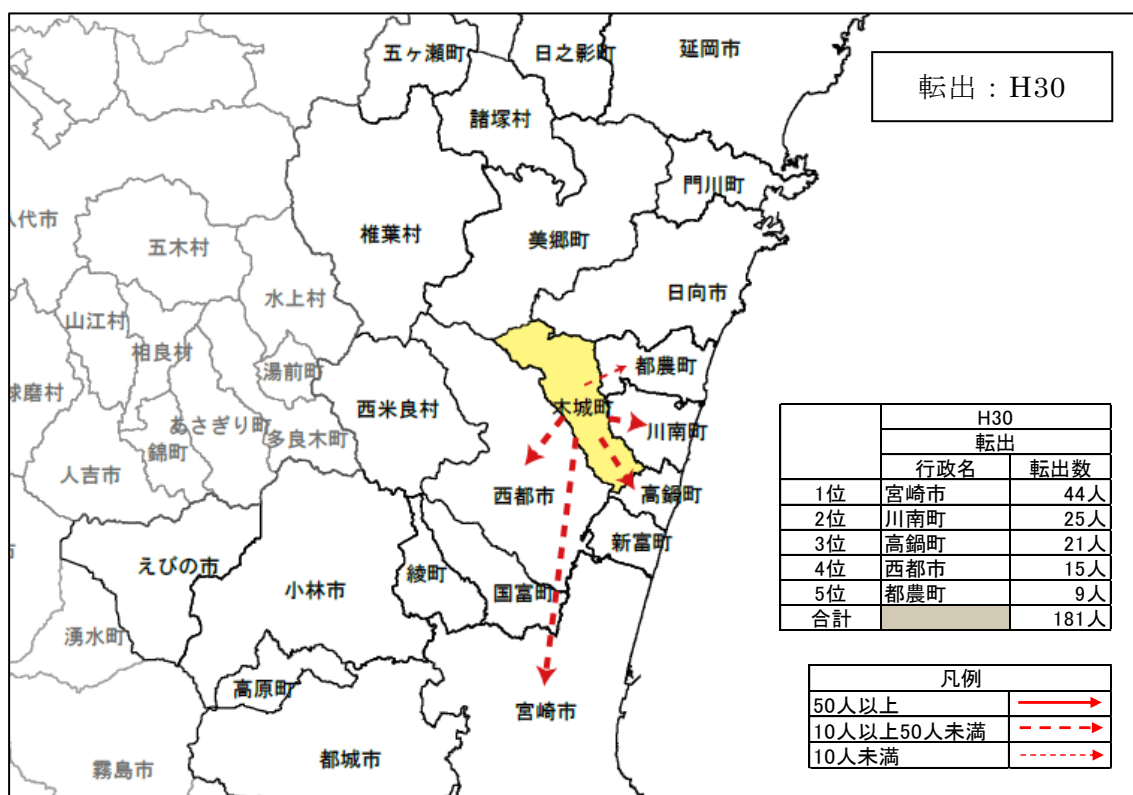
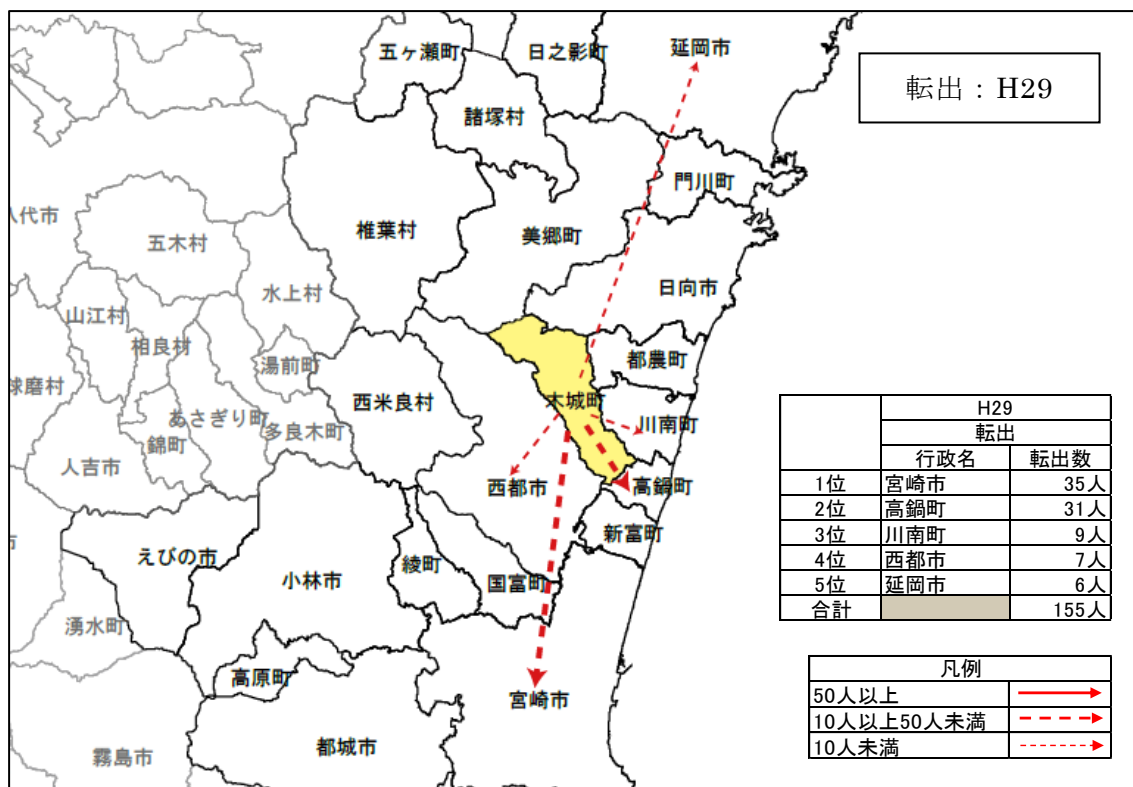
資料：住民基本台帳人口移動報告

○転入（転入元上位 5 市町村）



資料：住民基本台帳人口移動報告

○転出（転出先上位 5 市町村）

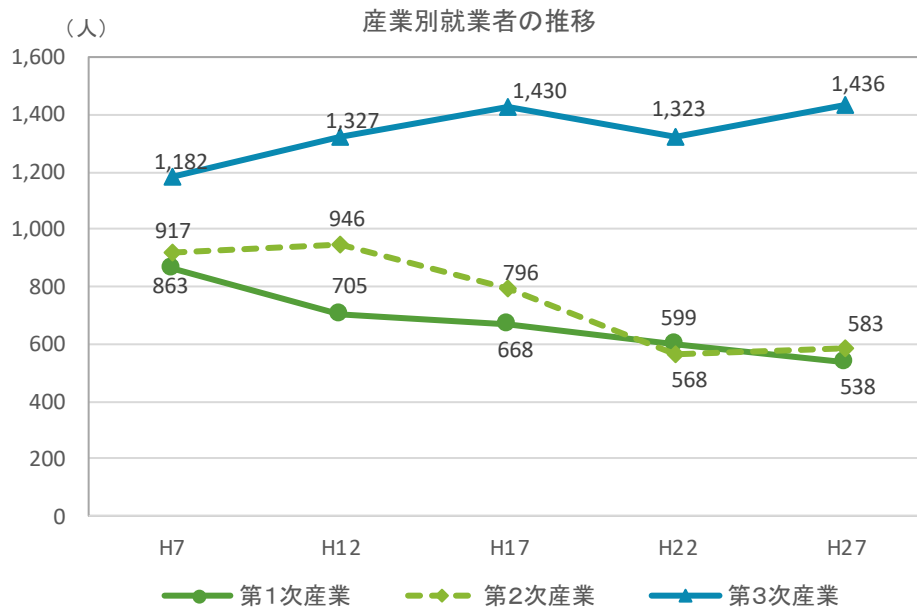


資料：住民基本台帳人口移動報告

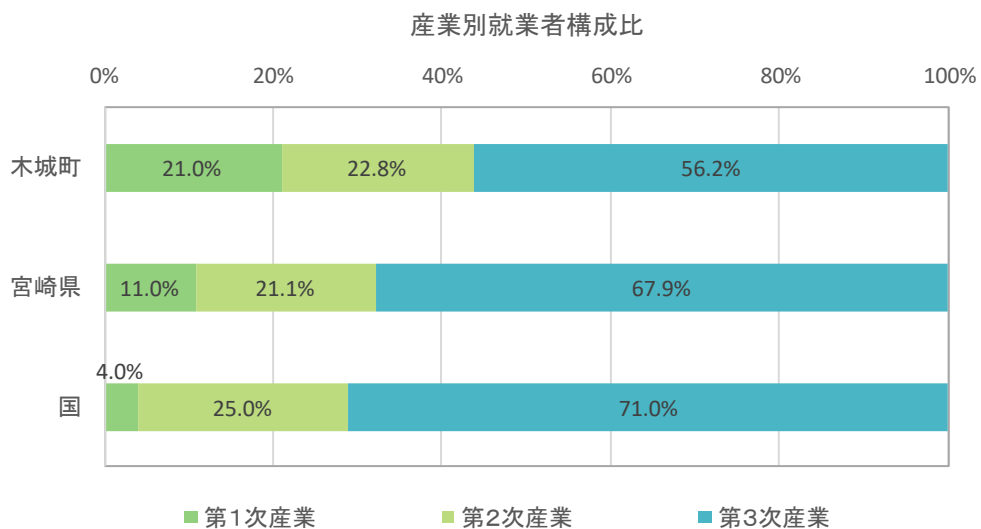
## 5 産業動向

本町の産業別就業者数をみると、第1次産業就業者数は平成7年以降減少が続き、第2次産業就業者数は平成12年までは増加傾向であったが、平成17年以降は減少へと転じている。第3次産業就業者数は平成17年まで増加が続いていたが、平成22年で減少し再び27年に1,436人まで増加している。

本町の産業別就業者構成比は、国や県と比べ第1次産業の就業者の割合が非常に高く、国の約5倍の2割を占めている。



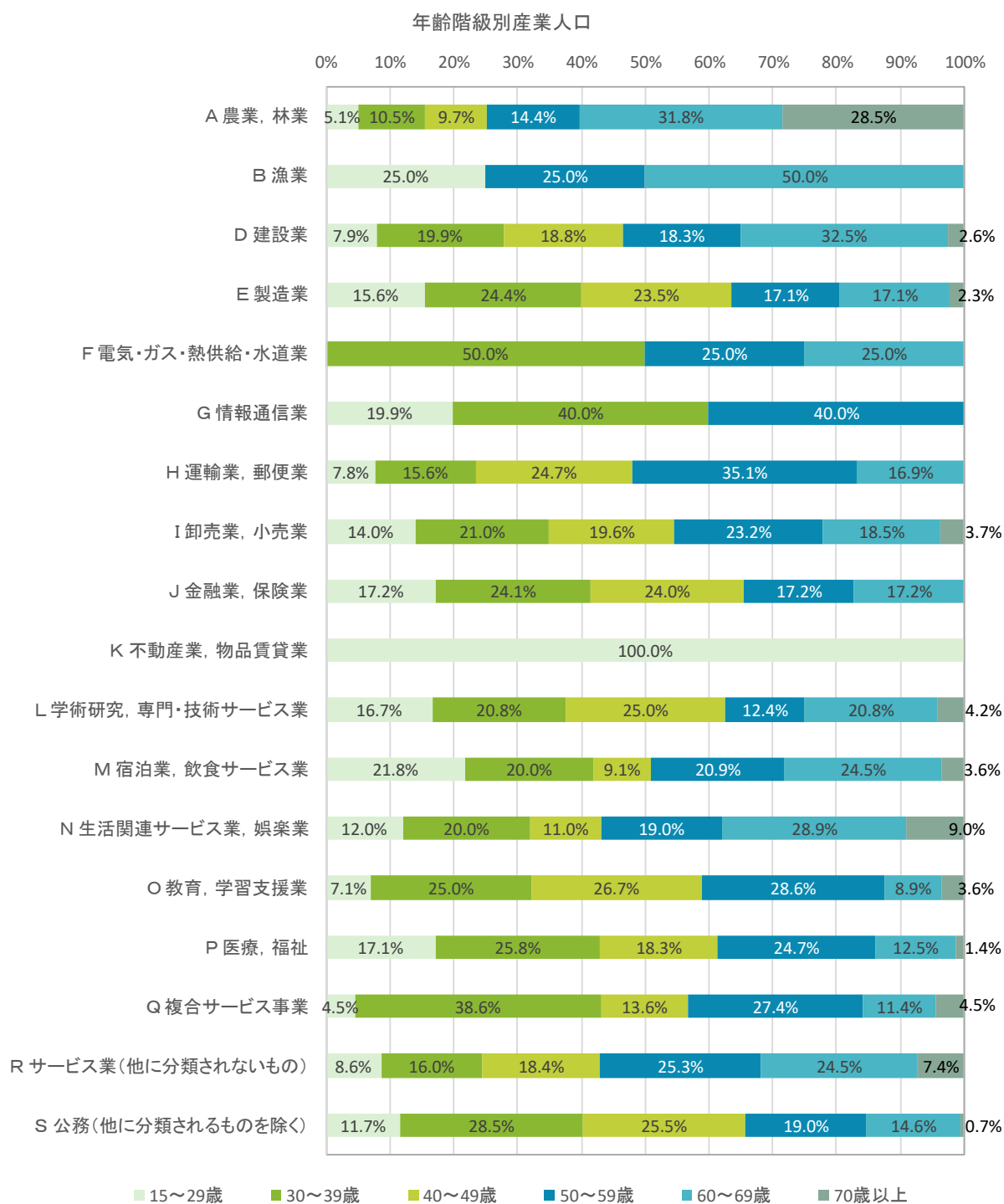
資料：国勢調査



資料：H27 国勢調査

年齢階級別産業人口では、第1次産業である「A農業、林業」は70歳以上が3割弱である。60歳以上と合わせると6割であり、農林業の高齢化が進みつつある。また、「B漁業」は60～69歳が半数を占め、50歳以上で7割強を占めている。

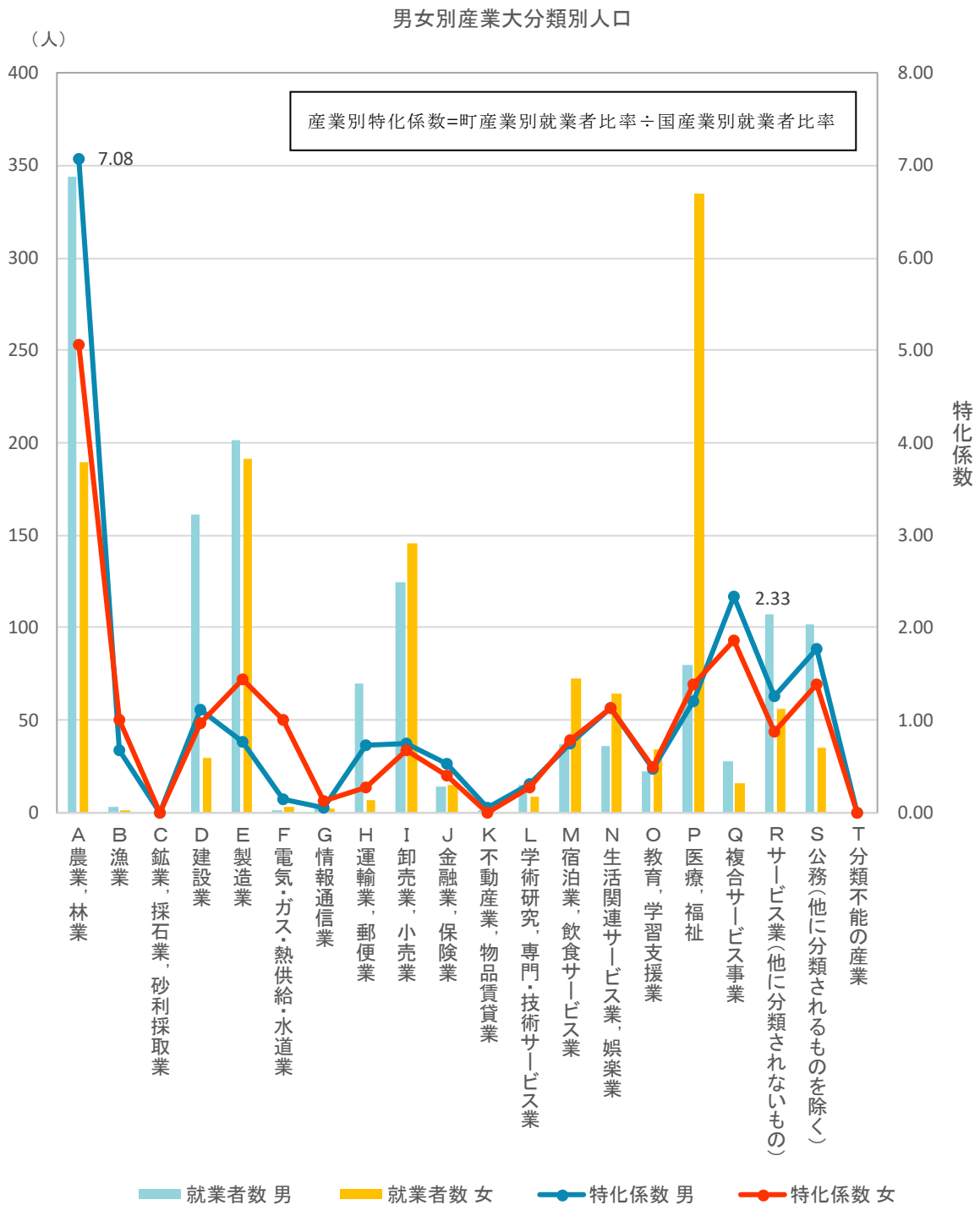
一方、15～29歳の割合が最も多い産業は、「K不動産業、物品賃貸業」となっている。



資料: H27 国勢調査

男女別産業大分類別人口をみると、産業別の就業者数は、男性では「A 農業、林業」が最も多く、女性では「P 医療、福祉」が最も多い。男性は「A 農業、林業」に続き、「E 製造業」や「D 建設業」が多く、女性は「P 医療、福祉」に続き「E 製造業」や「A 農業、林業」が多い。

各産業の特化係数は、本町の産業の就業者比率を全国の就業者比率で除したものであり、第3次産業における特化係数は、最も高い産業でも2.33であり概ね1未満が多い。一方、第1次産業の「A 農業、林業」は特に高い比率であり、「A 農業、林業」の男性特化係数は7.08となっている。



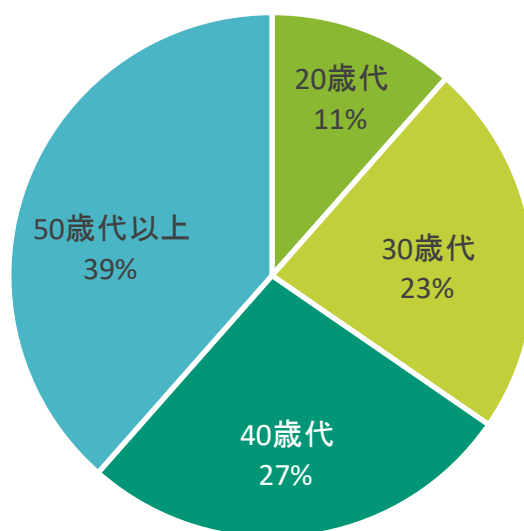
資料：H27 国勢調査

本町には、就業者数 50 人を超える企業が立地している。

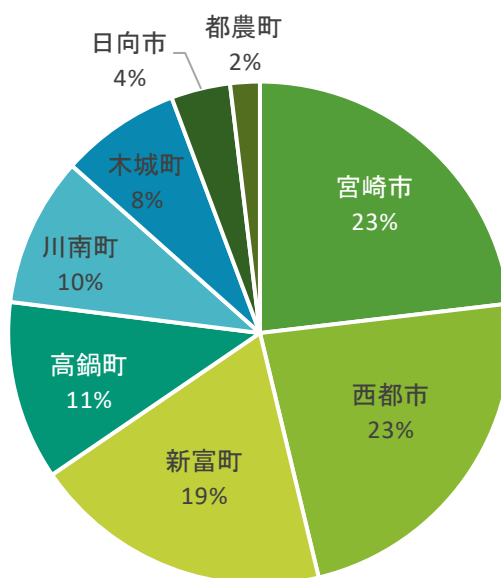
その企業の年齢別就業者の割合をみると、「50 代以上」が 4 割弱と最も多く、40 代以上が 6 割半ばを占めている。

また、居住地別就業者の割合をみると、「宮崎市」と「西都市」が 2 割強と最も多く、就業者の 9 割以上は本町以外から通勤している。

### 企業の年齢別就業者の割合



### 企業の居住地別就業者の割合



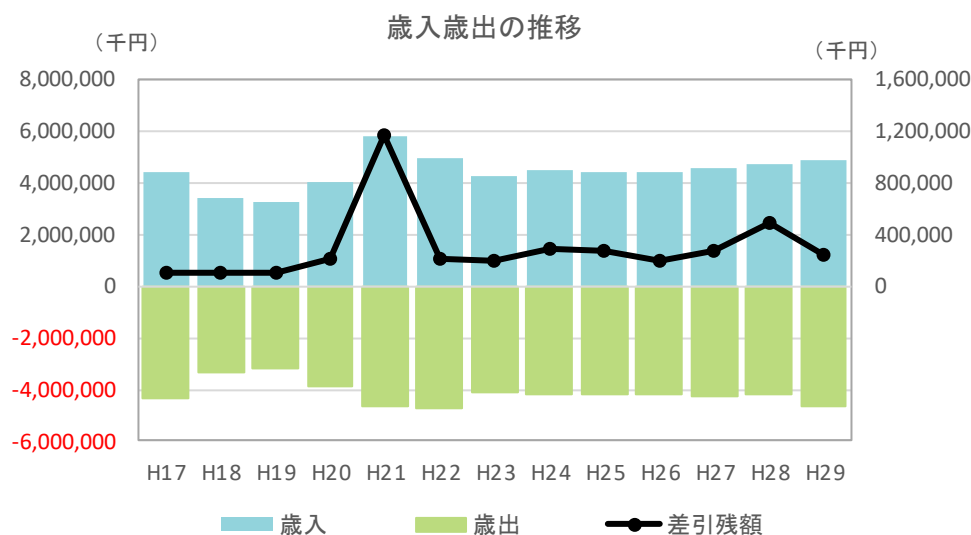


## 6 財政状況

本町の財政は、毎年歳入が歳出を上回る決算となっており、安定した経常収支が続いている。平成 21 年度より、小丸川発電所完成に伴う固定資産税の増加により一般財源が約 60%を超えており、弾力性に富んだ予算の編成が可能となっている。

また、後年の社会福祉費の増加及び建物等の老朽化対策に備え、財政調整基金への積立と新規起債を抑制している。

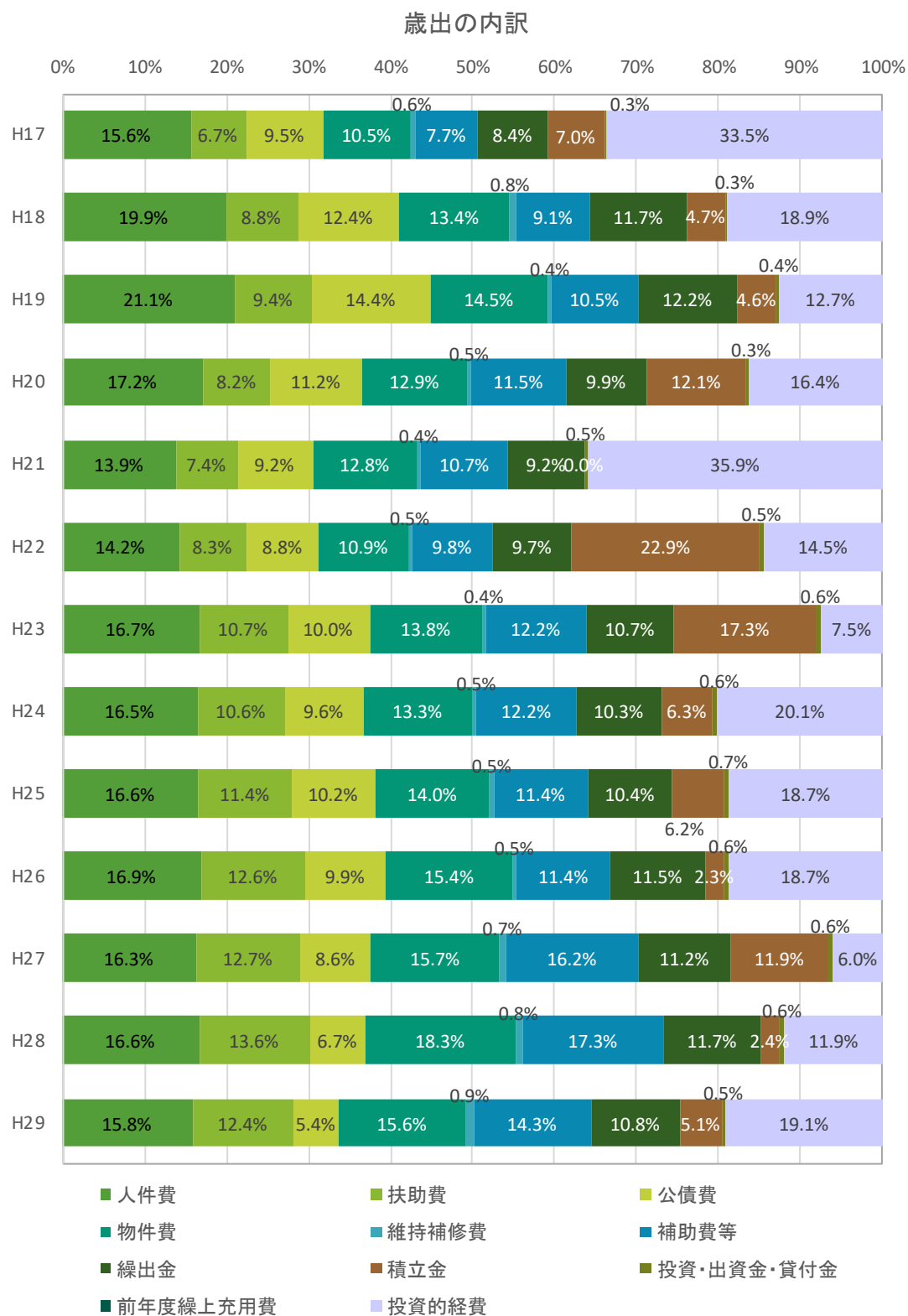
財政状況	単位:千円		
	歳入	歳出	差引残額
H17	4,431,599	4,320,108	111,491
H18	3,437,736	3,331,128	106,608
H19	3,251,248	3,150,450	100,798
H20	4,058,742	3,849,112	209,630
H21	5,853,061	4,689,477	1,163,584
H22	4,980,266	4,768,146	212,120
H23	4,296,331	4,102,545	193,786
H24	4,476,373	4,187,658	288,715
H25	4,461,185	4,182,079	279,106
H26	4,386,834	4,191,306	195,528
H27	4,566,717	4,290,400	276,317
H28	4,718,198	4,220,216	497,982
H29	4,920,021	4,678,869	241,152



資料:市町村決算カード(総務省)



歳出の内訳では、人件費が1割半ばから2割強で推移しており、平成18年度から平成20年度では人件費の割合が最も多い。各年度概ね投資的経費が多い状況であり、特に平成17年度、平成21年度において3割半ばを占めている。



資料：市町村決算カード(総務省)

## 第3節 将来人口の推計と分析

### 1 国立社会保障・人口問題研究所の推計

#### (1) 推計の概要

##### ① 推計期間

令和 42 年（2060 年）までの 5 年ごと

##### ② 推計方法

- 5 歳以上の年齢階級の推計においては、コーホート要因法を使用。
- コーホート要因法は、ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法。
- 5 歳以上の人口推計においては生残率と移動率の仮定値が必要。
- 0～4 歳人口の推計においては生残率と移動率に加えて、子ども女性比及び 0～4 歳性比の仮定値によって推計。
- 本推計においては、①基準人口、②将来の生残率、③将来の移動率、④将来の子ども女性比、⑤将来の 0～4 歳性比が必要となる。

##### ③ 基準人口

平成 27 年国勢調査人口

##### ④ 将来の生残率

「日本の将来推計人口（平成 29 年 7 月推計）」（出生中位・死亡中位仮定）から得られる全国の男女・年齢別生残率を利用。

##### ⑤ 将来の移動率

原則として、平成 22（2010）～27（2015）年に観察された市区町村別・男女年齢別移動傾向が、令和 22（2040）～27（2045）年まで継続すると仮定。

##### ⑥ 将来の子ども女性比

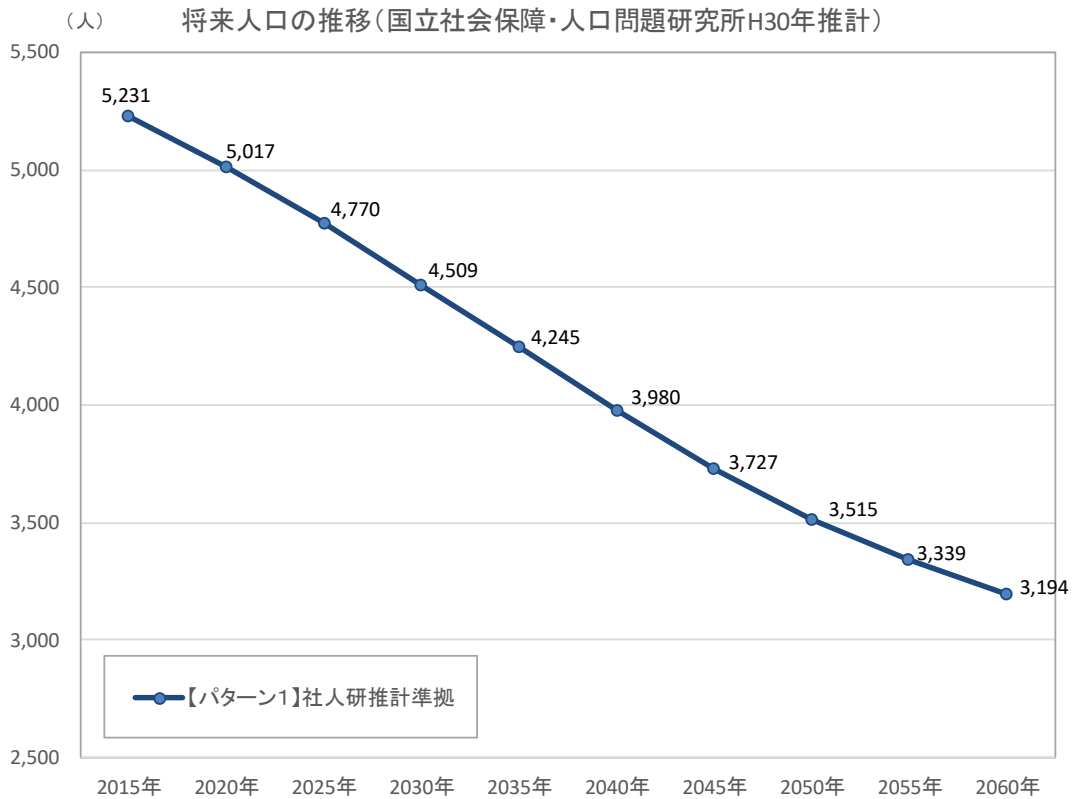
各市区町村の子ども女性比には市区町村間で明らかな差が存在するため、平成 27（2015）年の全国の子ども女性比と各市区町村の子ども女性比との相対的較差（比）をとり、その値を令和 2（2020）年～令和 27（2045）年まで一定として市区町村ごとに仮定値を設定。

##### ⑦ 将来の 0 歳から 4 歳性比

「日本の将来推計人口（平成 29 年 3 月推計）」（出生中位・死亡中位仮定）により算出された全国の令和 2（2020）年～令和 27（2045）年までの 0～4 歳性比を各年次の仮定値とし、全自治体の 0～4 歳推計人口に一律に適用。

## (2) 推計結果

推計①（国立社会保障・人口問題研究所推計）の結果をみると、本町の2060年の人口は3,194人であり、2015年の5,231人から約4割減となることが予測されている。



### ○基本的なコーホート要因法による人口推計方法(社人研)

※各年齢において、同様の方法で推計

<table border="1"> <tr><th>人口</th></tr> <tr><td>年:2020年</td></tr> <tr><td>性別:男性</td></tr> <tr><td>年齢区分:25~29歳</td></tr> </table>	人口	年:2020年	性別:男性	年齢区分:25~29歳	=	<table border="1"> <tr><th>基準人口</th></tr> <tr><td>年:2015年</td></tr> <tr><td>性別:男性</td></tr> <tr><td>年齢区分:20~24歳</td></tr> </table>	基準人口	年:2015年	性別:男性	年齢区分:20~24歳	×	<table border="1"> <tr><th>生残率</th></tr> <tr><td>基準年の20~24歳の5年後の自然増減状況</td></tr> </table>	生残率	基準年の20~24歳の5年後の自然増減状況	+	<table border="1"> <tr><th>移動率</th></tr> <tr><td>基準年の20~24歳の5年後の社会増減状況</td></tr> </table>	移動率	基準年の20~24歳の5年後の社会増減状況
人口																		
年:2020年																		
性別:男性																		
年齢区分:25~29歳																		
基準人口																		
年:2015年																		
性別:男性																		
年齢区分:20~24歳																		
生残率																		
基準年の20~24歳の5年後の自然増減状況																		
移動率																		
基準年の20~24歳の5年後の社会増減状況																		

ただし、0~4歳、90歳以上は以下の通りに推計

#### ■0~4歳の推計方法

<table border="1"> <tr><th>人口</th></tr> <tr><td>年:2020年</td></tr> <tr><td>性別:男性</td></tr> <tr><td>年齢区分:0~4歳</td></tr> </table>	人口	年:2020年	性別:男性	年齢区分:0~4歳	=	<table border="1"> <tr><th>基準人口</th></tr> <tr><td>年:2020年</td></tr> <tr><td>性別:女性</td></tr> <tr><td>年齢区分:15~49歳</td></tr> </table>	基準人口	年:2020年	性別:女性	年齢区分:15~49歳	×	<table border="1"> <tr><th>子供女性比</th></tr> <tr><td>15~49歳の女性人口に対する0~4歳人口の比(2020年)</td></tr> </table>	子供女性比	15~49歳の女性人口に対する0~4歳人口の比(2020年)	×	<table border="1"> <tr><th>男性割合</th></tr> <tr><td>年:2020年</td></tr> <tr><td>性別:男性</td></tr> <tr><td>年齢区分:0~4歳</td></tr> </table>	男性割合	年:2020年	性別:男性	年齢区分:0~4歳
人口																				
年:2020年																				
性別:男性																				
年齢区分:0~4歳																				
基準人口																				
年:2020年																				
性別:女性																				
年齢区分:15~49歳																				
子供女性比																				
15~49歳の女性人口に対する0~4歳人口の比(2020年)																				
男性割合																				
年:2020年																				
性別:男性																				
年齢区分:0~4歳																				

#### ■90歳以上の推計方法

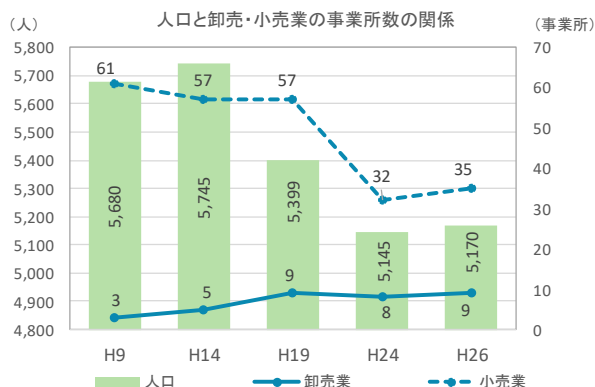
<table border="1"> <tr><th>人口</th></tr> <tr><td>年:2020年</td></tr> <tr><td>性別:男性</td></tr> <tr><td>年齢区分:90歳以上</td></tr> </table>	人口	年:2020年	性別:男性	年齢区分:90歳以上	=	<table border="1"> <tr><th>基準人口</th></tr> <tr><td>年:2015年</td></tr> <tr><td>性別:男性</td></tr> <tr><td>年齢区分:85歳以上</td></tr> </table>	基準人口	年:2015年	性別:男性	年齢区分:85歳以上	×	<table border="1"> <tr><th>生残率</th></tr> <tr><td>基準年の85歳以上の5年後の自然増減状況</td></tr> </table>	生残率	基準年の85歳以上の5年後の自然増減状況	+	<table border="1"> <tr><th>移動率</th></tr> <tr><td>基準年の85歳以上の5年後の社会増減状況</td></tr> </table>	移動率	基準年の85歳以上の5年後の社会増減状況
人口																		
年:2020年																		
性別:男性																		
年齢区分:90歳以上																		
基準人口																		
年:2015年																		
性別:男性																		
年齢区分:85歳以上																		
生残率																		
基準年の85歳以上の5年後の自然増減状況																		
移動率																		
基準年の85歳以上の5年後の社会増減状況																		

## 2 人口の変化が将来に与える影響

### (1) 小売店など民間便利施設の進出・撤退への影響

人口の推移と卸売・小売業の事業所数の関係を見ると、平成9年以降平成24年まで小売業の事業所数は減少し続けており、平成26年には若干増えたものの、平成9年と比較すると半減に近い35事業所まで減少している。

将来的に人口が減少し続けると、小売店等の民間便利施設の減少へと影響を与え、経済が衰退していく可能性が高い。

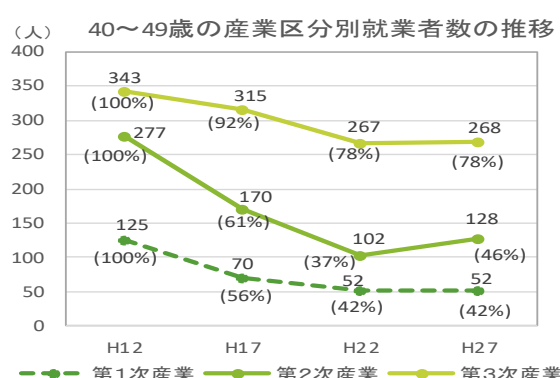
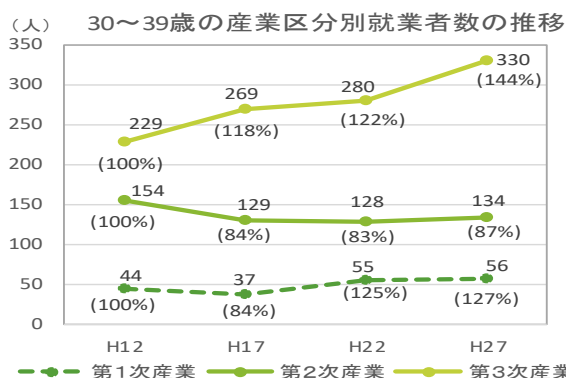
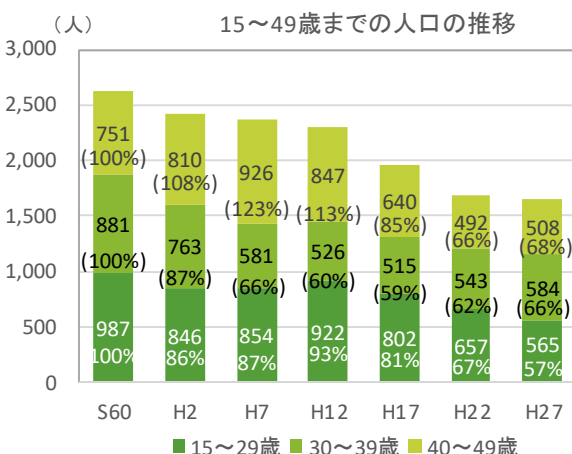


資料：各年経済センサス、商業統計調査  
人口は宮崎県の統計調査より(各年10月1日時点人口)

### (2) 地域の産業における人材（人手）の過不足への影響

15歳から49歳までの人口の推移をみると、平成12年から平成27年で約7割に減少しており、産業における人材不足の要因となっている。

産業別の就業者数の推移をみると、30代では、就業者数は概ね増加傾向であるものの、40代では、全ての産業区分において就業者数が減少しており、特に平成27年と平成12年を比較すると、第1次産業の就業者数が約4割強、第2次産業が約5割弱にまで減少するなど、世代によって格差はあるものの全体的には人手不足となっている。

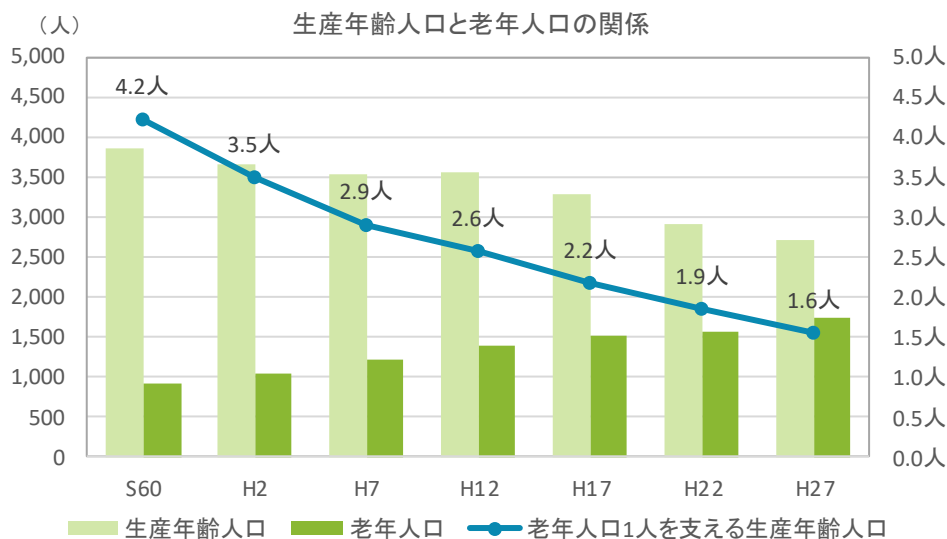


資料：国勢調査

### (3) 財政状況への影響

生産年齢人口と老年人口の関係をみると、昭和 60 年以降、生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向を続けている。そのため、老年人口 1 人を支える生産年齢人口は、昭和 60 年の 4.2 人から平成 27 年の 1.6 人へと大きく減少した。

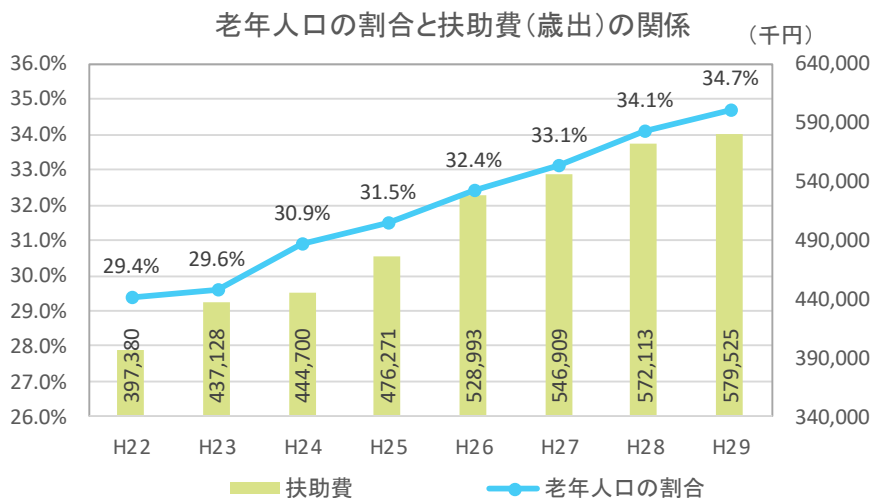
このまま生産年齢人口と老年人口の差が少なくなるにつれ、生産年齢 1 人の負担比率がますます重くなっていく。



資料: 国勢調査

国が公表している「2040 年を見据えた社会保障の将来見通し」によると、平成 30 年度の日本の社会保障給付額は約 121.3 兆円であり、令和 7 年度に約 140 兆円前後、令和 22 年度には約 190 兆円前後まで増え続けることを予測している。

自治体の扶助費は、社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対するの支援に要する費用である。将来の更なる高齢化により、町の社会保障に関する費用に影響を与えることが予測される。



資料: 住民基本台帳、市町村決算カード

### 3 木城町独自の推計

#### (1) 社人研の推計を基にしたシミュレーション

##### ① シミュレーションの概要

令和元年6月に内閣府地方創生推進室より示された「地方人口ビジョンの策定のための手引」に記載されている下記の条件を用いる。

なお、シミュレーション1、シミュレーション2における合計特殊出生率は、本町の実績値をベースにして将来的に2.10まで上昇するものとした。

##### ケースの概要

シミュレーション1	自然動態：合計特殊出生率の実績値の平均値を2030年までに2.10（人口を長期的に一定に保てる水準）となるように上昇させ、2030年以降は合計特殊出生率を2.10で推移
シミュレーション2	自然動態：合計特殊出生率の実績値の平均値を2030年までに2.10（人口を長期的に一定に保てる水準）となるように上昇させ、2030年以降は合計特殊出生率を2.10で推移 社会動態：人口移動が均衡（転入・転出数が同数となり移動がゼロ）

##### ② 合計特殊出生率の仮定値の設定

P9に示す通り、平成25年から平成30年までの6年間における合計特殊出生率の変化（実績値）より、6年間の単純平均値は1.80である。

そのため、2015年の合計特殊出生率を1.80と設定し、人口置換水準（2.10）にまで上昇する条件とした。

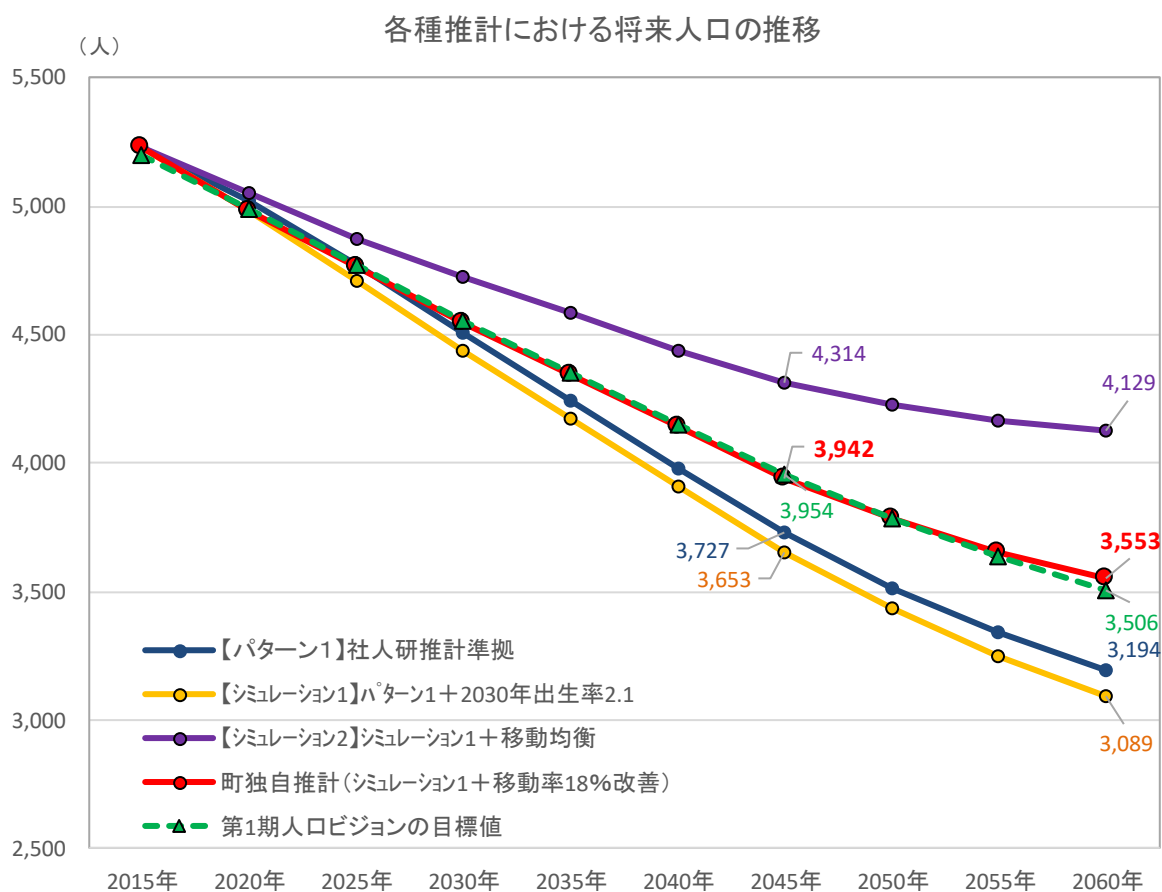


### ③ 各シミュレーション結果

社人研の推計（パターン1）を基に出生率を上昇させただけのシミュレーション1では、2060年の人口は3,089人と、社人研の推計（パターン1）より105人少ない結果となった。

また、シミュレーション1を基に、移動人口をゼロとしたシミュレーション2においては、2060年の推計値は4,129人と、シミュレーション1より1,040人多い結果となり、人口減少の勾配は緩やかとなる。

町独自推計（シミュレーション1＋移動率18%改善）による2060年の推計人口が3,553人となり、第1期木城町人口ビジョンにおいて目標とした2060年の将来人口の3,506人と近い推計値となっている。



#### ④ 自然増減と社会増減への影響分析

自然増減の影響度については、パターン1（社人研推計準拠）とシミュレーション1とを比較することで、将来人口に及ぼす出生の影響度（自然増減の影響度）を分析することができる。

一方、社会増減の影響度については、シミュレーション1とシミュレーション2とを比較することで、将来人口に及ぼす移動の影響度（社会増減の影響度）を分析することができる。

影響度については、「地方人口ビジョン策定のための手引」に記載された下記方法を用いる。

<p><b>「自然増減の影響度」</b></p> <p>■（シミュレーション1の2045年の総人口／パターン1の2045年の総人口）の数値に応じて、以下の5段階に整理。</p> <p>「1」=100%未満（注1）、「2」=100～105%、「3」=105～110%、「4」=110～115%、「5」=115%以上の増加</p> <p>（注1）：「1」=100%未満には、「パターン1（社人研推計準拠）」の将来の合計特殊出生率に換算した仮定値が、本推計で設定した「令和17(2035)年までに2.1」を上回っている市町村が該当する。</p> <p><b>「社会増減の影響度」</b></p> <p>■（シミュレーション2の2045年の総人口／シミュレーション1の2045年の総人口）の数値に応じて、以下の5段階に整理。</p> <p>「1」=100%未満（注2）、「2」=100～110%、「3」=110～120%、「4」=120～130%、「5」=130%以上の増加</p> <p>（注2）：「1」=100%未満には、「パターン1（社人研推計準拠）」の将来の純移動率の仮定値が転入超過基調となっている市町村が該当する。</p> <p>（出典）「地域人口減少白書（2014年～2018年）」 （一般社団法人北海道総合研究調査会、平成26(2014)年、生産性出版）</p>	
---	--

以上の手法により、自然増減の影響度及び社会増減の影響度を算出すると、自然増減の影響度は「1」であるものの、社会増減の影響度が「3」であり、社会増減の影響が大きいことがわかる。

自然増減及び社会増減の影響度

	推計項目	2045年(人)	割合	影響度
自然増減の影響度	パターン1	3,727	98%	1
	シミュレーション1	3,653		
社会増減の影響度	シミュレーション1	3,653	118%	3
	シミュレーション2	4,314		

本町の出生率の数値が高い水準にあることが、自然増減の影響度が低い要因であると考えられるため、人口の社会増をもたらし施策を重点的に取組むことが効果的であると考えられる。

## 第4節 木城町の将来展望

### 1 目指すべき将来の方向

#### (1) 現況と課題

##### ① 人口減少と高齢化の進行

本町の人口は、平成22年までは減少傾向であったが、各種施策の積極的な取組により、近年、概ね横ばいから増加を推移してきた。しかし、平成28年度以降は人口の自然減の急増とともに社会増減にばらつきがあり、人口が減少傾向となり令和2年1月に人口が5,000人を割った。また、高齢化率も33%を超え、超高齢社会に突入しており、今後も上昇することが予想される。

人口動態の状況は、進学や就職による20代の転出は多いものの、30代、40代では転入が増えつつある。そのため、若い世代を取込むために、定住したいと考えている人が定住しやすい環境や定住後も永く住み続けられるまちをつくる必要がある。

##### ② 雇用の創出

本町は、宮崎県と比べ第1次産業の割合が高く2割強となっており、その農業・林業における就業者は、60歳以上が約6割と高齢化が進行している状況である。商工業においても、誘致企業の撤退や売上高の減少、店主の高齢化等による事業継承の問題も出てきている。

そのため、高齢化が進行している業種に対して、新技術の活用や就業環境の改善によって新たな担い手や若者の確保に結びつけるための施策が重要であると考えられる。

また、雇用のミスマッチを解消するため、事業者と求職者を結びつけるための方策も大きな課題である。

##### ③ 子育てと仕事

共働きの多い時代に、子育てしやすい環境の構築は、仕事との関係が切り離すことができない課題である。

ワークライフバランス※<sup>1</sup>の取れた環境の構築は、行政だけでは対応が困難であり、町民や企業と協力しながら、子育て世代を支えていける仕組みづくりを行う必要がある。

また、出産や就学等の奨励金制度や医療費助成、学校教育に係る経済的負担の軽減策等の子育て支援を一体的に推進するとともに、義務教育学校※<sup>2</sup>の開設による教育の充実により、これまで以上に「子育てしやすいまち」のイメージを強くする必要がある。

#### ④ 定住に向けた取組み

本町では、平成4年から若者定住事業を実施し、平成18年から定住促進奨励事業（平成22年度から住宅取得奨励金）を行っており、町外からの転入を増やしてきた実績がある。しかしながら、定住促進に向けた同様の取組を国が行うようになり、更に、周辺市町村も開始したことによってその効果が薄れてきた。

従って、他自治体との差別化を図るための対応を図ることが重要となってきた。

## (2) 本町の目指すべき将来の方向

本町においては、昭和 25 年以降、人口の減少が続き、昭和 50 年から昭和 60 年にかけて一時人口は増加したものの、減少傾向が続いてきた。近年では、本町の社会動態は転入が転出を上回る社会増が続いており、平成 27 年の人口は 5,200 人を超えたものの、その後減少に転じ、令和 2 年 1 月に 5,000 人を割っている。

転出者の多くは 20 代であるものの、30 代、40 代の子育て世代が本町に転入してきている状況である。

若い世代が集まり、定住しつつある中で、少子高齢化が進んでいることが本町の人口の特徴である。

この現状を改善するための「第 2 期木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標と横断的目標を以下のとおりに掲げるものとする。

### 基本目標

①稼ぐ木城をつくとともに、安心して働けるようにする

②木城とのつながりを築き、木城への新しい人の流れをつくる

③結婚・出産・子育ての希望をかなえる

④ひとが集う、安心して暮らすことができる  
魅力的なまちをつくる

### 横断的目標

①多様な人材の活躍を促進する

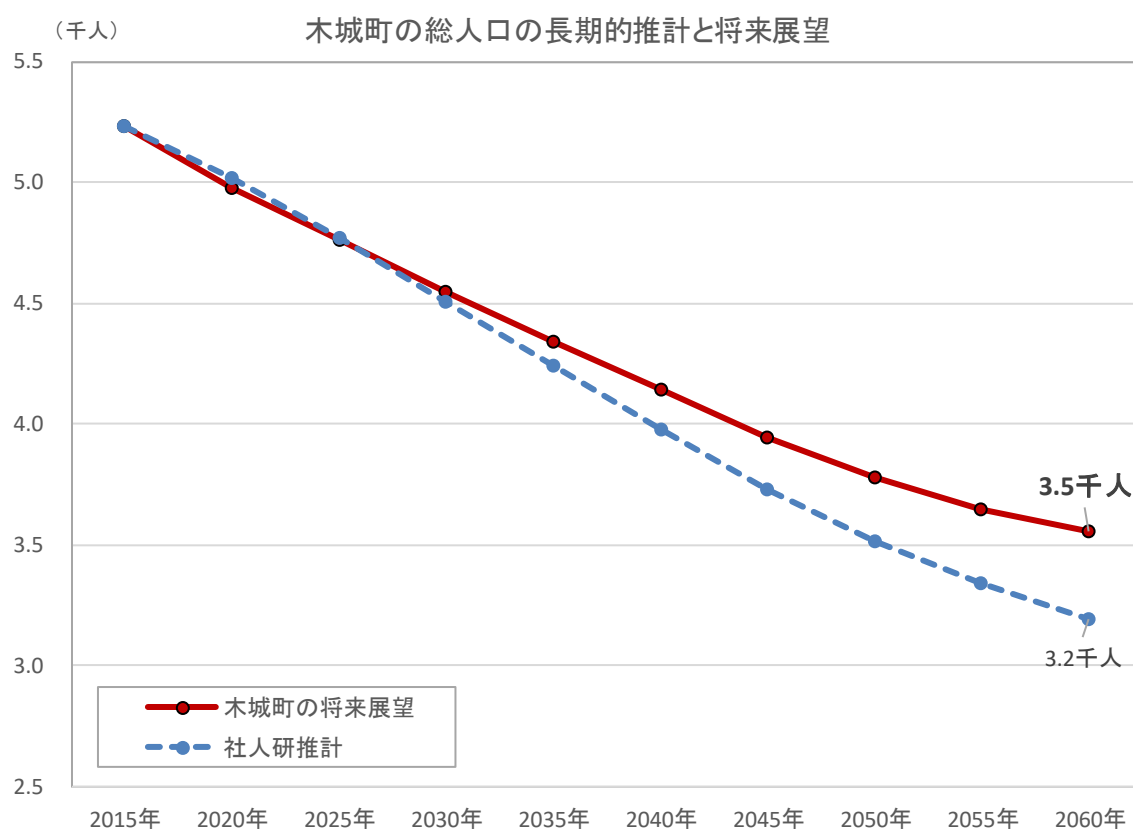
②新しい時代の流れを力にする

## 2 人口の将来展望

自然増減・社会増減への影響分析に示す通り、人口対策の効果が十分実現すれば、社人研の推計よりも人口減少の勾配は緩やかとすることが可能であることが検証された。

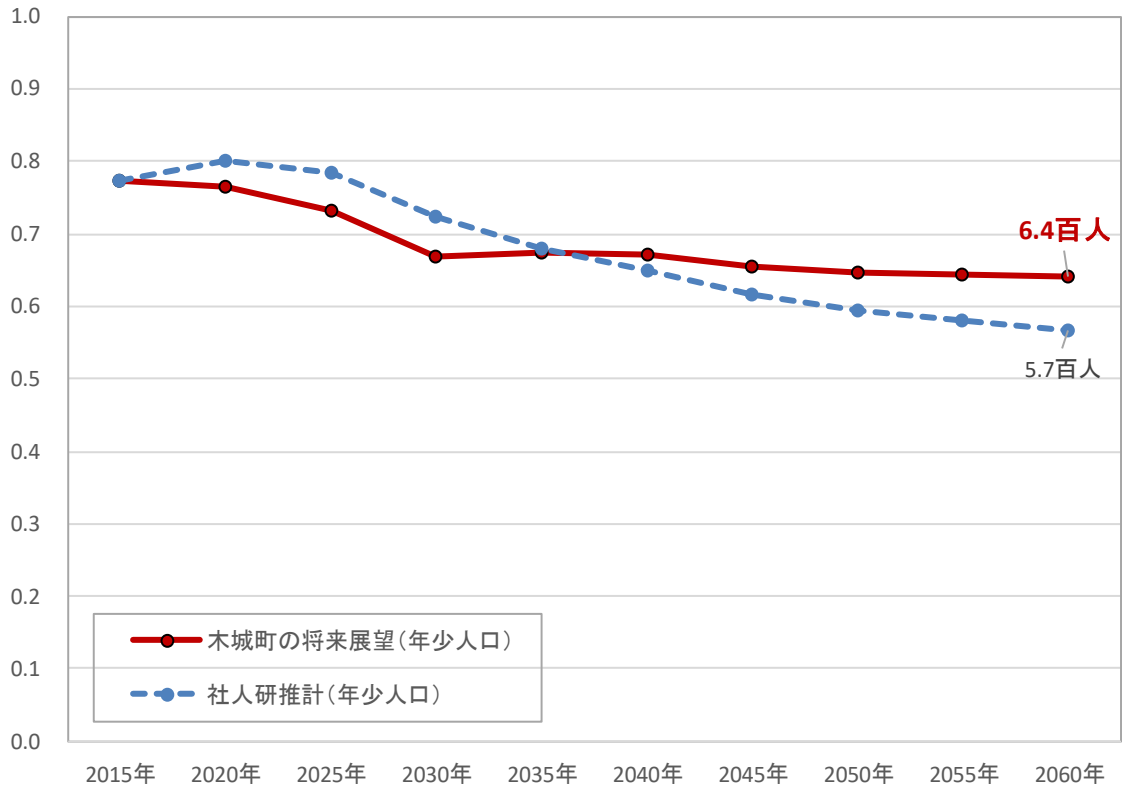
以上を踏まえ、本町の将来展望として、合計特殊出生率を2020年までに1.90、2030年までに2.10に上昇させる。また、町外への転出を18%抑制させるとともに、町外からの転入を18%増加させ、2060年の目標人口を3.5千人とする。

2060年目標人口： 3.5千人

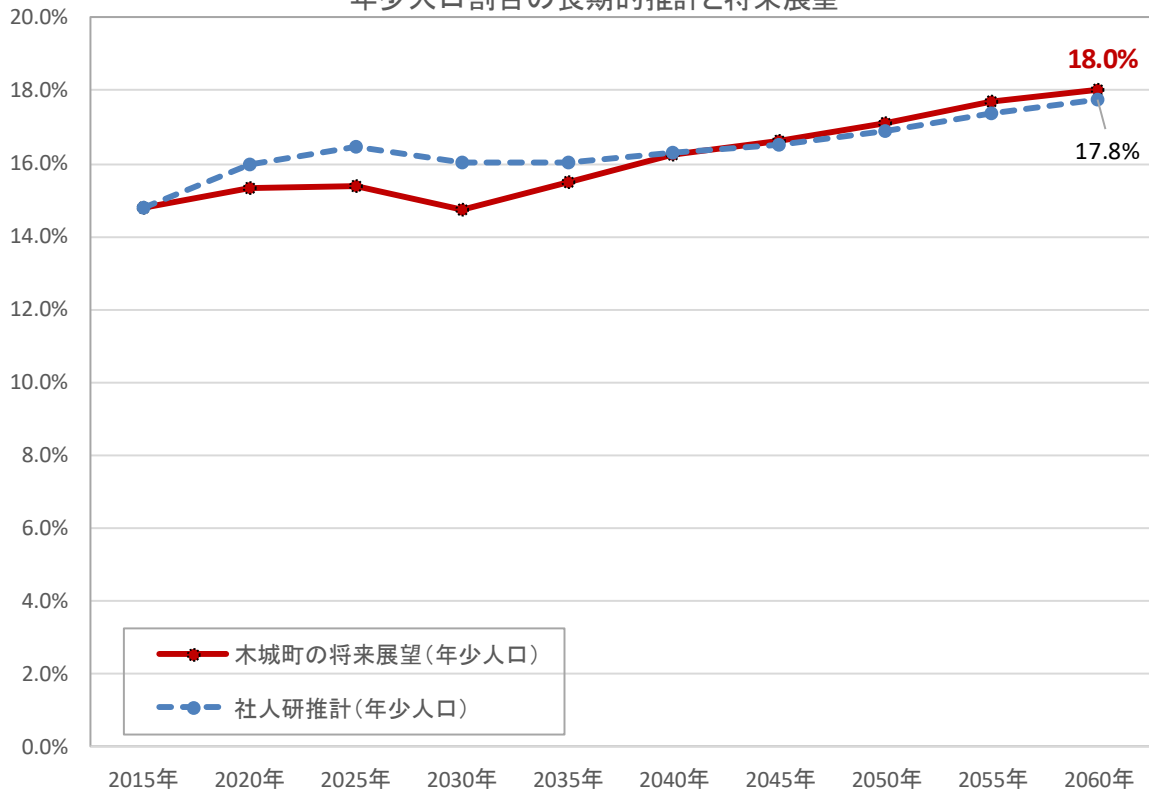


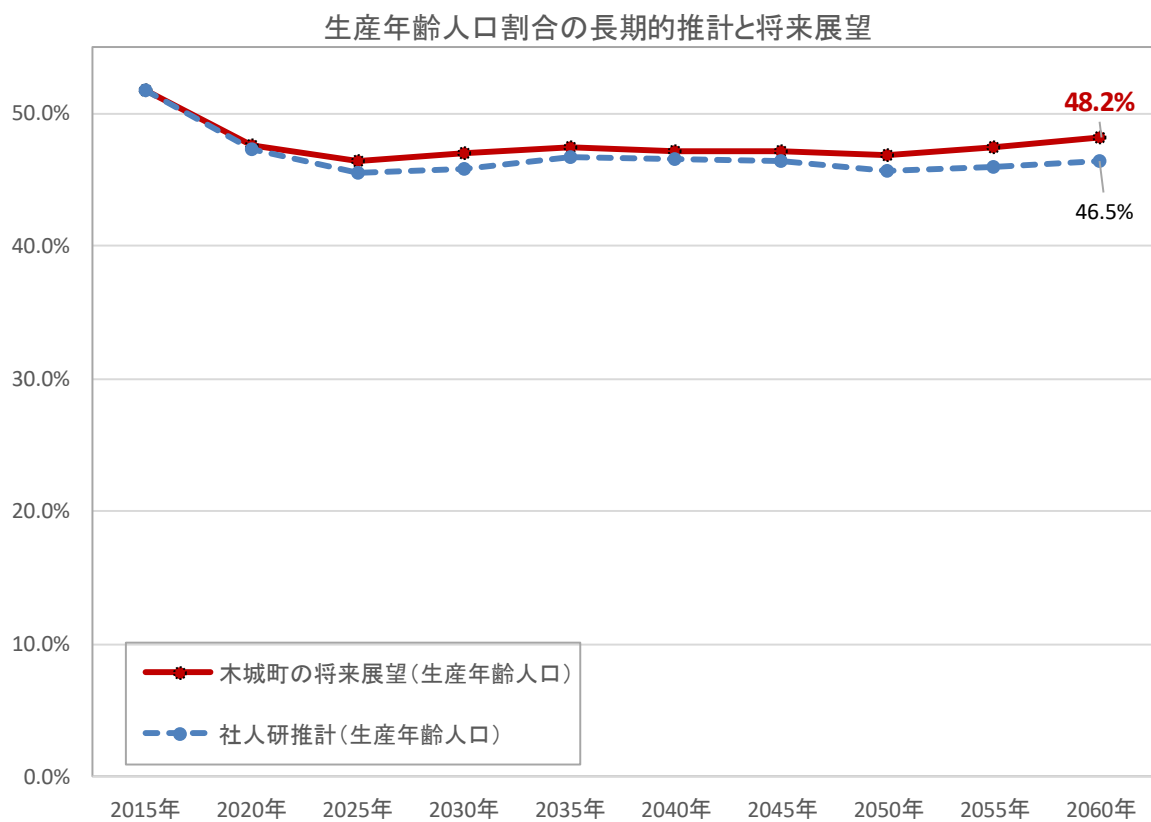
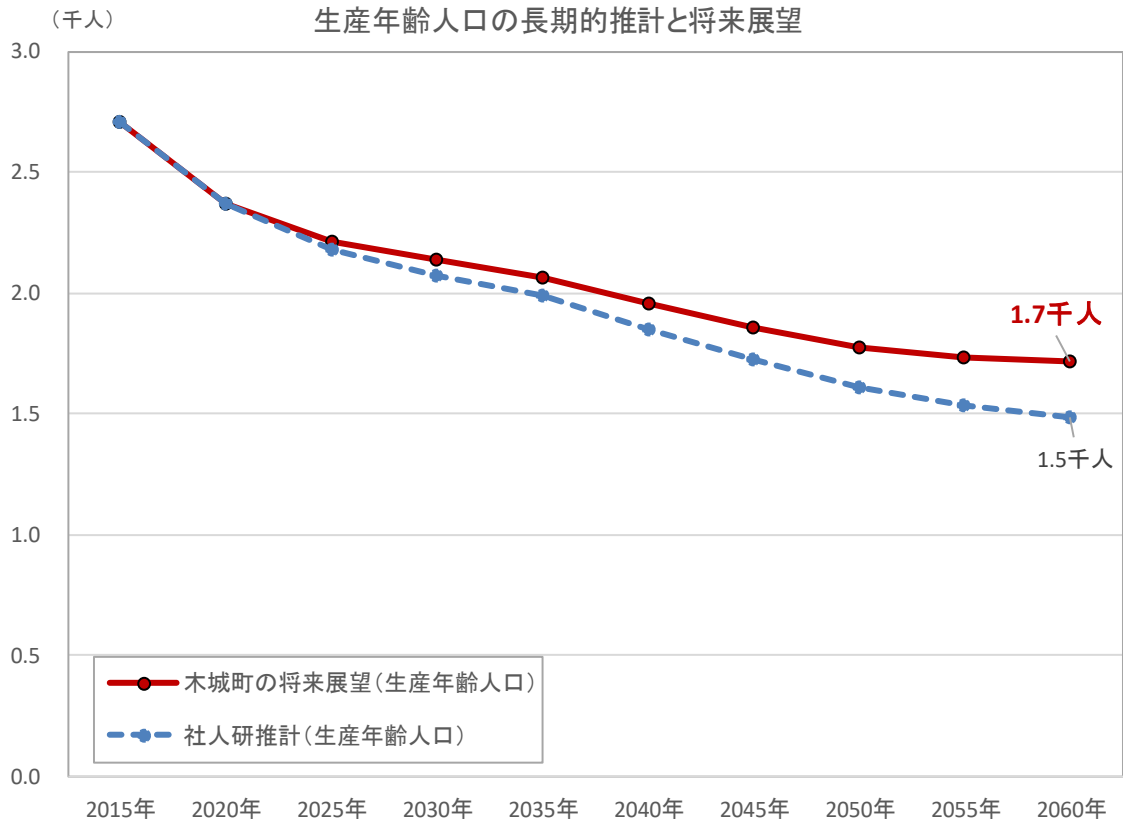
(千人)

### 年少人口の長期的推計と将来展望

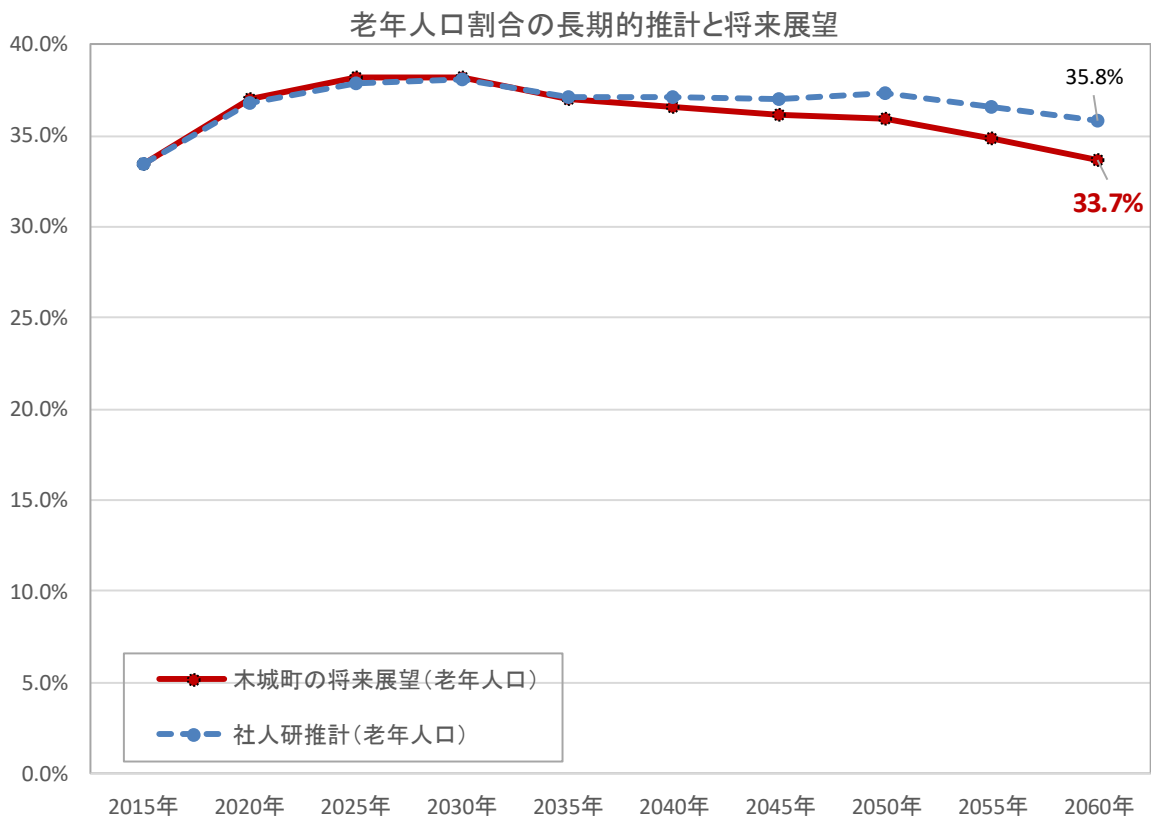
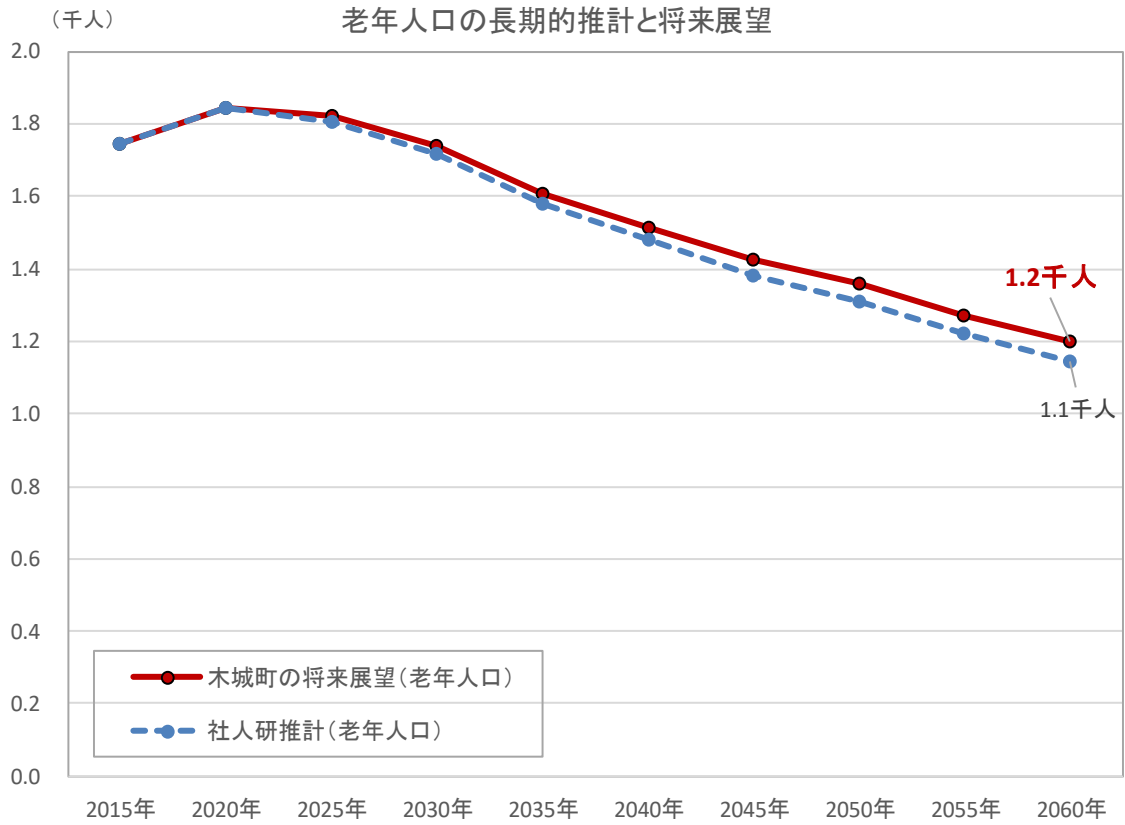


### 年少人口割合の長期的推計と将来展望









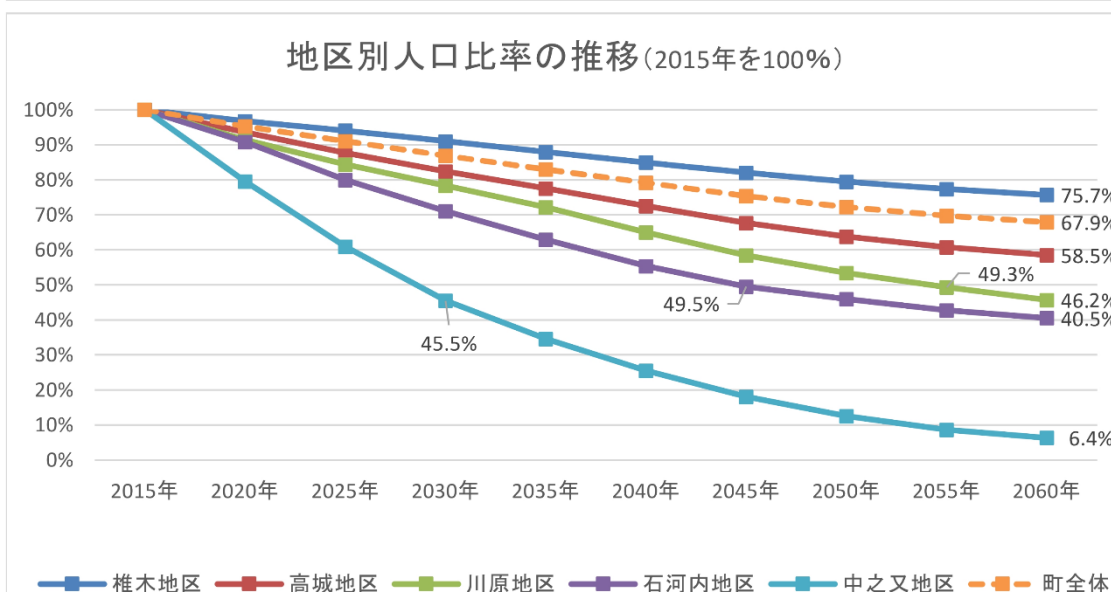
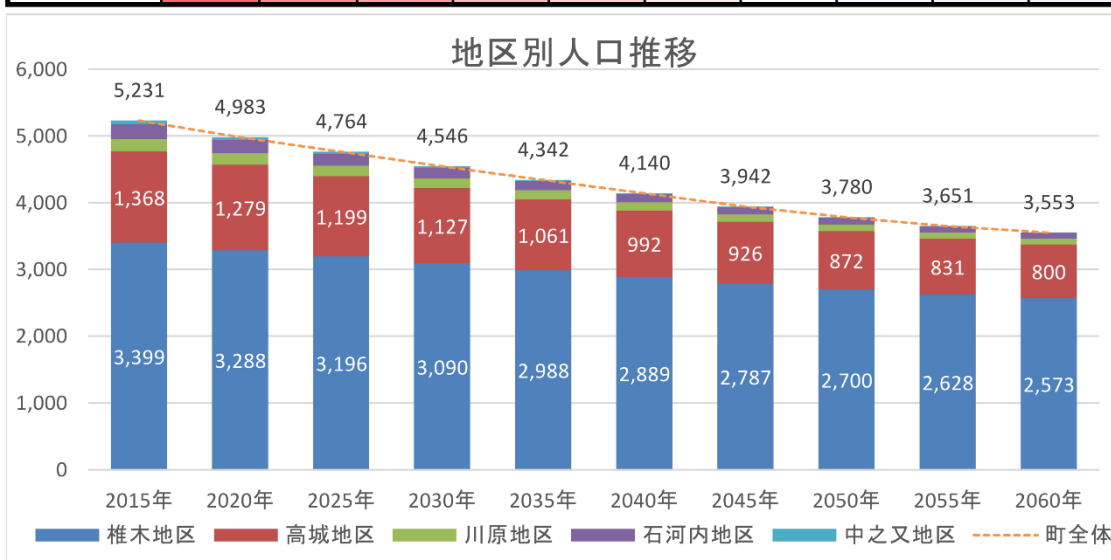
将来人口の展望	←実績										推計→										単位(人)
	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年					
総数	6,101	5,871	5,727	5,759	5,531	5,177	5,231	4,981	4,765	4,546	4,342	4,141	3,942	3,780	3,651	3,553					
0～4歳	401	300	242	225	193	217	279	198	197	210	202	194	192	194	192	188					
5～9歳	447	408	307	280	244	223	256	305	228	228	240	235	226	224	226	224					
10～14歳	475	461	435	326	298	247	238	261	307	231	231	243	238	229	227	230					
15～19歳	362	372	378	357	274	246	202	194	221	259	195	195	205	201	193	191					
20～24歳	271	237	260	267	238	166	164	129	136	155	180	136	136	143	140	135					
25～29歳	354	237	216	298	290	245	199	177	147	155	176	194	152	152	160	156					
30～34歳	421	333	239	246	274	276	282	209	185	154	163	186	207	162	161	170					
35～39歳	460	430	342	280	241	267	302	284	215	192	160	169	195	218	170	169					
40～44歳	361	461	454	363	288	220	286	291	275	211	190	162	170	197	220	171					
45～49歳	390	349	472	484	352	272	222	275	280	264	204	184	158	166	192	215					
50～54歳	475	380	358	495	468	333	285	219	275	280	264	205	185	158	167	193					
55～59歳	424	452	377	367	500	427	331	272	209	264	269	256	199	179	153	161					
60～64歳	345	406	434	391	363	467	437	323	268	205	261	265	254	198	177	152					
65～69歳	270	325	389	419	371	345	467	425	319	266	202	259	264	254	198	177					
70～74歳	252	244	307	360	405	345	327	440	402	304	254	194	248	253	243	190					
75～79歳	192	224	203	271	322	356	323	300	408	375	285	239	182	234	238	229					
80～84歳	123	141	180	158	223	262	298	275	260	358	330	253	214	162	209	213					
85～89歳	62	79	88	116	111	176	208	245	234	224	319	297	231	195	148	190					
90歳以上	16	32	46	56	76	87	125	158	197	211	216	274	287	262	237	199					
総人口指数	1.17	1.12	1.09	1.10	1.06	0.99	1.00	0.95	0.91	0.87	0.83	0.79	0.75	0.72	0.70	0.68					
年少人口	1,323	1,169	984	831	735	687	773	765	733	669	674	672	656	647	645	641					
生産年齢人口	3,863	3,657	3,530	3,548	3,288	2,919	2,710	2,373	2,211	2,140	2,062	1,953	1,861	1,773	1,733	1,714					
老年人口	915	1,045	1,213	1,380	1,508	1,571	1,748	1,844	1,821	1,738	1,606	1,516	1,425	1,360	1,272	1,198					
75歳以上	393	476	517	601	732	881	954	979	1,100	1,168	1,150	1,064	913	853	831	831					
年少人口割合	21.7%	19.9%	17.2%	14.4%	13.3%	13.3%	14.8%	15.4%	15.4%	14.7%	15.5%	16.2%	16.6%	17.1%	17.7%	18.0%					
生産年齢人口割合	63.3%	62.3%	61.6%	61.6%	59.4%	56.4%	51.8%	47.6%	46.4%	47.1%	47.5%	47.2%	47.2%	46.9%	47.5%	48.2%					
老年人口割合	15.0%	17.8%	21.2%	24.0%	27.3%	30.3%	33.4%	37.0%	38.2%	38.2%	37.0%	36.6%	36.1%	36.0%	34.8%	33.7%					
75歳以上人口割合	6.4%	8.1%	9.0%	10.4%	13.2%	17.0%	18.2%	19.7%	23.1%	25.7%	26.5%	25.7%	23.2%	22.6%	22.8%	23.4%					

地区別推計人口 (H27住基人口を現住人口に補正した数値を基準とする)

地区名	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
椎木地区	3,399	3,288	3,196	3,090	2,988	2,889	2,787	2,700	2,628	2,573
高城地区	1,368	1,279	1,199	1,127	1,061	992	926	872	831	800
川原地区	188	172	159	147	136	122	110	100	93	87
石河内地区	220	200	176	156	138	122	109	101	94	89
中之又地区	56	45	34	25	19	14	10	7	5	4
町全体	5,231	4,983	4,764	4,546	4,342	4,140	3,942	3,780	3,651	3,553

2015年比の地区別人口比率

地区名	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
椎木地区	100%	96.7%	94.0%	90.9%	87.9%	85.0%	82.0%	79.4%	77.3%	75.7%
高城地区	100%	93.5%	87.7%	82.4%	77.5%	72.5%	67.7%	63.7%	60.7%	58.5%
川原地区	100%	91.4%	84.4%	78.3%	72.2%	65.0%	58.4%	53.4%	49.3%	46.2%
石河内地区	100%	90.8%	80.0%	71.0%	62.9%	55.4%	49.5%	45.9%	42.7%	40.5%
中之又地区	100%	79.5%	60.9%	45.5%	34.7%	25.6%	18.1%	12.5%	8.6%	6.4%
町全体	100%	95.3%	91.1%	86.9%	83.0%	79.1%	75.4%	72.3%	69.8%	67.9%



※地区の内訳

- ・ 椎木地区 大字椎木地区と小丸川右岸の大字高城地区・大字川原地区
- ・ 高城地区 小丸川左岸の大字高城地区
- ・ 川原地区 小丸川左岸の大字川原地区
- ・ 石河内地区 大字石河内地区
- ・ 中之又地区 大字中之又地区

## 第2期木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略

### 第1節 総合戦略の基本的な考え方

#### 1 基本的な考え方

急速に進む少子高齢化と、それがもたらす人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、国は2014年（平成26年）11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定した。そして、同年12月には2060年に1億人の人口維持をめざした「長期ビジョン」と、そのための取組の方向性をまとめた「総合戦略」を策定し、地方公共団体もこれを勘案して地方版総合戦略を策定することが努力義務とされた。

本町においても、平成28年3月に木城町まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」・「総合戦略」を策定し、2020年（令和2年）3月を目標年次として、国の支援制度等を活用しながら人口減少対策に取り組んでいる。

国は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）」において、2019年度は第1期の総仕上げに取り組むとともに、地方創生の次のステージに向け、第2期総合戦略策定の準備を開始することとしている。さらに、地方公共団体においても、地方創生の深化に向け、切れ目のない取組を要請している。

こうした国の動向を踏まえ、引き続き人口減少問題に果敢に挑戦していくため、第2期木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第2期総合戦略」という。）を策定する。

本計画は、本町における将来の展望、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的施策を取りまとめるものである。

#### 2 総合戦略の対象期間

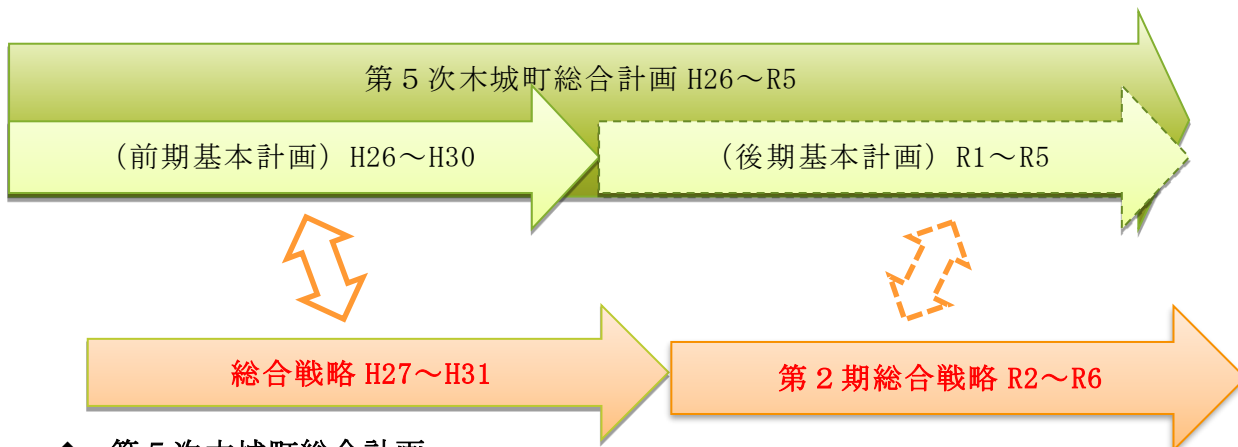
国の第2期総合戦略にあわせ、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とする。

**対象期間：令和2年度～令和6年度**

### 3 上位計画等との関係

第5次木城町総合計画が平成26年3月に策定され、10年間の基本構想及び5年間の前期基本計画をとりまとめ、平成31年3月に後期基本計画を策定した。まちの目指すべき将来像は「みんなで創る 明日に向けて翔くまち 木城」と設定し、6つの基本目標を掲げている。

そのため総合戦略は、第5次木城町総合計画との整合性を図り、かつ後期計画と連続性があるものとするべく考慮する。



#### ◆ 第5次木城町総合計画

##### 1 将来像

みんなで創る 明日に向けて翔くまち 木城

##### 2 基本目標と基本方向

基本目標Ⅰ：個性が光る産業のまち

- ①農林業の振興                      ②商工業の振興
- ②商工業の振興                      ④各産業の連携強化と雇用の創出

基本目標Ⅱ：笑顔のあふれる健康のまち

- ①子育て支援の充実    ③障がい者福祉の充実                      ⑤保健・医療の充実
- ②高齢者福祉の充実    ④地域福祉の充実

基本目標Ⅲ：豊かな心を育む教育のまち

- ①生涯学習・生涯スポーツの推進                      ③青少年の健全育成の推進
- ②幼児・学校教育の充実                                      ④文化・芸術の振興

基本目標Ⅳ：快適で安全に暮らせるまち

- ①道路網の整備                                      ③住宅・住宅団地の整備                                      ⑤情報基盤の充実
- ②公共交通の維持・充実    ④消防・防災・防犯体制の充実

基本目標Ⅴ：自然豊かな緑と水のまち

- ①公園・緑地の整備                                      ③資源循環型社会の構築
- ②上下水道の維持・整備    ④自然・環境と共生する地域社会

基本目標Ⅵ：町民が主役のまち

- ①町民参加のまちづくりの推進                                      ③男女共同参画・人権尊重社会の形成
- ②コミュニティ活動・ボランティア活動の充実    ④時代に即した自治体経営の推進

また、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方、政策5原則を背景として、4つの「基本目標」と2つの「横断的目標」を参考に本町の総合戦略を策定する。

◆ 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

## 1 基本的な考え方

### (1) 人口減少と地域経済縮小の克服

- ①東京一極集中を是正する。
- ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。
- ③地域の特性に即して地域課題を解決する。

### (2) まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

- ・「しごとの創生」：雇用の質の確保・向上、雇用の量の確保・拡大
- ・「ひとの創生」：地方への就労の促進、移住定住促進、結婚・子育て支援
- ・「まちの創生」：安全・安心な環境の確保、都市のコンパクト化、交通ネットワークの形成、広域連携等

## 2 「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

### (1) 自立性

地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるような施策に取り組む。

### (2) 将来性

施策が一過性の対症療法にとどまらず、将来に向かって、構造的な問題に積極的に取り組む。

### (3) 地域性

地域の強みや魅力を活かし、その地域の実態に合った施策を、自主的かつ主体的に取り組む。

### (4) 総合性

施策の効果をより高めるため、多様な主体との連携や、他の地域、施策との連携を進めるなど、総合的な施策に取り組む。その上で、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策に取り組む。

### (5) 結果重視

施策の結果を重視するため、明確な PDCA メカニズムの下に、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定した上で施策に取り組む。その後、政策効果を客観的な指標により評価し、必要な改善を行う。

## 3 4つの「基本的目標」と2つの「横断的目標」

### 「基本目標」

- ① 「稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする」
- ② 「地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる」
- ③ 「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」
- ④ 「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」

### 「横断的目標」

- ① 「多様な人材の活躍を促進する」
- ② 「新しい時代の流れを力にする」

## 第2節 木城町の課題と方向性

### 1 人口減少と超高齢社会への対応

本町は、平成7年に65歳以上の高齢人口が21%を超え、超高齢社会に突入している。平成22年から定住促進奨励事業等の効果により微増ながら人口増が続いていたが、平成29年から人口減となり令和2年1月には5,000人を割り込んだ。長期的展望においても人口減少は進む予測であり、本町の人口減少を緩和させるためには、人口の自然減※<sup>3</sup>と社会減※<sup>4</sup>を同時に改善することが必要である。

これまで、子育て施策を総合的に推進することで出生率の増加を図ってきたが、ここ数年は不安定な状況であり出生者数が減少傾向にある。また、超高齢社会により、死亡者数が増加傾向にあり自然減が加速している。この自然減を緩和させるためには、子どもを産みやすい環境づくりや働きながらでも子育てがしやすい環境づくりに引き続き取り組んでいく必要がある。

また、本町は、20代の転出が多いものの、住宅建設を機に30代の転入が多い状況である。そのため、社会減の緩和のためには、引き続き移住やUIJターン促進のための取組、若い世代がまちに戻り生活ができる環境づくりなどの直接的な施策が必要である。

しかし、それらの取組が大きな効果を得るためには、子育てや教育支援の更なる充実に合わせて、まちの魅力の向上や産業、観光の活性化、安心して暮らせるまちの実現など、様々な要素の改善・向上を目指した取組を積み重ねることが必要である。

### 2 農林業と商工業の変化

本町は、農業や林業といった第1次産業の就業者が2割半ばと国や県と比べ高い割合を占めており、第1次産業に特化したまちである。しかし、第1次産業に従事する人は年々減少しており、特に農林業就業者の5割半ばが60歳以上と高齢化が深刻化している。また、近年では次世代の担い手が育っていない状況であり、従事者の減少にますます拍車がかかっている。

本町の持続可能な発展のために、これまで特化してきた第1次産業やその他産業に対する雇用への支援などを行い、若い担い手の確保を目指す。また、特色ある農林水産物の産地化支援、GAP※<sup>5</sup>普及促進とJAS認証※<sup>6</sup>取得の支援、6次産業化※<sup>7</sup>、ふるさと納税推進による返礼品取扱事業所の育成・支援、販路拡大のための積極的な流通対策など、今ある地域資源の付加価値をさらに高め、情報発信を行うことにより、第1次産業をはじめとした製造業、商業、観光など、幅広い食の関連産業の振興発展を目指す。

商工業については、全体的な底上げや事業継承問題、店舗利用促進のための賑わいの創出等多くの取組が必要であり、役場、商工会、金融機関がより一層連携を深め、国・県の補助事業や助成制度を積極的に活用し、企業の成長により、雇用の安定や拡大につなげていく。



### 3 観光の魅力向上やふるさと納税の推進による交流・関係人口の増加

本町には、自然景観、木城温泉館「湯らら」、木城えほんの郷、川原自然公園など、多数の観光資源があり、各施設がオリジナルの魅力をもっている。また、宮崎市から約1時間の距離と東九州自動車道の高鍋インターチェンジからの距離も近くより広範な観光客が本町を訪れやすくなってきている。

そのため、既存観光・交流資源の拡充や活用を図るとともに、地域特性を活かし、「訪れたい」と感じられる魅力創出に向けた取組を進めていくことが必要である。

体験型や歴史・文化・芸術を結び付けた観光商品を開発し、魅力向上を図ることにより、訪れた人を魅了し、リピーターや口コミによる新たな人の流れに繋げ、交流人口の増加、外貨の獲得を目指す。

また、企業版を含むふるさと納税制度については、令和元年度に寄附額が6億円を突破するなど顕著な伸びを示しており、本町以外の地域に居ながらも、本町を応援してくれている人が増加している。このようなつながりを大事にすることが本町への交流人口や将来的なUIJターンの増加に結び付くことも考えられ、積極的な推進が必要である。

### 4 地域の特色を活かしたまちづくり

本町は、宮崎県のほぼ中央に位置しており、町の中央部を小丸川が流れ、下流部は平坦で開けているが、中上流域は山間・山岳の地形である。そのため、平坦地と山間地で大きく生活条件が異なり、平坦地は近年住宅地としての開発が進み、比較的若年層の世帯が移住してきている一方で、山間地は過疎化が進んでいる。

山間地は多くの農地があるものの、農地所有者の高齢化や収益性の見込める作物がなく、耕作放棄地が増加している。

本町に興味がある若者やUIJターン者が、地域の特色を活かした産業を行うためには、耕作放棄地の再生や観光事業等を活かした都市と農村で連携を図った事業を展開する必要がある。農作業や農産物加工体験、民泊等の事業を積極的に行っていくことにより、付加価値を付けた産業の新たな展開を図っていく。新たな商品やサービスの開発、マーケティングやブランディング、販路拡大等への支援を行うとともに、地域資源を活用したビジネスに取り組む担い手の育成・確保等を進める。

また、担い手が不足している地域には、地域おこし協力隊<sup>※8</sup>等の活用を積極的に行い、地域おこし協力隊等自らがリーダーとして成長することにより、地域再生や将来的に地域の主要産業を支え、新たな雇用を創出させるための一翼を担うことも必要である。

### 第3節 施策目標

木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、第5次木城町総合計画、過疎計画及び国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた上で、将来的な人口減少問題を解決するため、次の4つの基本目標と2つの横断的目標を設定する。

また、基本目標を構成する15の基本的方向の中から、人口減少対策に特に重要な取組を「重点項目」として5つ設定し、その項目ごとの具体的な政策に基づいて積極的に施策の展開を図っていく。

#### 基本目標

①稼ぐ木城をつくとともに、安心して働けるようにする

②木城とのつながりを築き、木城への新しい人の流れをつくる

③結婚・出産・子育ての希望をかなえる

④ひとが集う、安心して暮らすことができる  
魅力的なまちをつくる

#### 横断的目標

①多様な人材の活躍を促進する

②新しい時代の流れを力にする

## 重点項目

①基本目標 1 の基本的方向 1- (1) 産業全般の振興

②基本目標 2 の基本的方向 2- (1) 移住・定住対策の推進

③基本目標 3 の基本的方向 3- (1) 出産・子育て支援の充実

④基本目標 3 の基本的方向 3- (2) 幼児・学校教育の充実

⑤基本目標 4 の基本的方向 4- (1) 観光・文化・交流事業の振興

## 1 基本目標 1 稼ぐ木城をつくるとともに、安心して働けるようにする

本町は、町の中央部を小丸川が流れ、川の上流部の山間・山岳地帯、下流の平坦地域と異なる環境を持ち合わせた町であり、自然環境が豊かで、美しい景観に恵まれた町である。また、稲作や畜産、施設野菜を中心とする農業が盛んなまちであり、第1次産業の就業者の割合は、宮崎県と比べて高い。

このように、本町は豊かな自然環境を保有し、自然と共存した農業が盛んなまちであり、第1次産業を中心とした雇用の創出と中山間地域の集落の活性化を図ることで、集落のリーダーを育成していく必要がある。

また、既存の商工業者の経営強化と新規創業支援を図りながら、第1次産業との連携を強化し新たな産業を構築することで、地域経済を活性化させ新たな雇用創出に繋げる。

数値目標	基準値	目標値
認定新規就農者数※ <sup>9</sup> (有機農業志向者を含む)	4人 (H27～H31)	5人 (R2～R6)
新規創業者数	10件 (H27～R1)	15件 (R2～R6)

### ■基本目標 1 の基本的方向

- 1- (1) 産業全般の振興
- 1- (2) 各産業の連携強化と雇用の創出

## 基本的方向 1- (1) 産業全般の振興（商工業）

本町の商業（小売・サービス業）は、郊外店舗やネット通販等への購買力の流出や中心商店街がないことにより、年間商品販売額が減少傾向にある。店舗間・各産業間における連携が乏しく、新たな取組、地域資源の活用ができていない。

一方、ふるさと納税による肉加工業や林業関連分野など好調な業種や、電気・設備下請け等の創業も見受けられる。

これまでは、プレミアム商品券助成や特産品開発の支援を中心に行ってきたが、効果としては現状維持に近い。

本格的な人口減少局面に際し、生活関連分野・機能の維持・拡充を基本に、創業支援や新規参入分野への支援体制を整備する必要がある。

地域経済の活性化、「稼ぐ力」の強化を実現するため、更なる成長や波及効果が期待でき、地域経済を牽引する担い手となりうる「地域の中核企業」を育成する。

本町の誘致企業は5社となっているが、既存企業への更なる支援と東九州自動車道の整備による地理的条件の良さをPRし、誘致企業の競争力強化に努める。

### 【具体的な政策】

#### ① 創業支援、新規参入分野支援体制の整備（官民連携）

産業競争力強化法に基づく創業支援として、町が創業支援等事業計画の認定を受け、創業支援事業としてワンストップ相談窓口の設置をする。併せて、創業者向けの助成事業の設置を検討する。

#### ② 既存企業の競争力強化（官民連携）

中小企業ハンズオン支援事業※<sup>10</sup>の実施、経営発達支援計画※<sup>11</sup>の認定を受け伴走型支援を実施、従来からの利子補給事業の継続、町特別融資制度の拡充（限度額引上げ）、ものづくり補助金等の国県助成事業への取組支援、誘致企業の奨励措置を実施（継続）する。

#### ③ 誘致企業の推進・強化（官民連携・地域連携）

西都児湯地区企業立地促進協議会などの関係機関と連携のもと、広域で企業誘致活動を展開し、優遇措置や優遇制度の活用とPRを図る。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
新規創業者数（再掲）	10件（H27～R1）	15件（R2～R6）
誘致企業数	5社（R1）	6社（R6）

## 基本的方向 1- (1) 産業全般の振興（農林業）

本町は、国や宮崎県と比べ第1次産業の就業者割合が非常に高く、農林業が盛んな町である。しかし、今後は、農業従事者の高齢化による離農が進み、農業従事者は更に減少していく状況である。

また、認定農業者においては、後継者への事業継承が円滑にできていない。

農家戸数の減少に対しては、JA、農業委員会、農業大学校と連携し情報収集に努めるとともに、次世代を担う農業者を呼び込むための環境整備が必要である。

持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていくことで、本町の主要産業である農業による活性化を目指す。

林業では、伐期を迎えた山林が多いが、木材価格の低下と林業従事者の減少により、計画的な伐採・再造林を行うことができていない所もある。しかし、近年、林業事業者の新規参入もあり、伐採・再造林される山林も増加している。それにより森林の保全・育成が行われる上に、町内の雇用にもつながっているため、引き続き林業従事者とその関連産業の育成を図っていく。

### 【具体的な政策】

#### ① 農業担い手確保・育成・支援（官民連携・地域連携）

農業経営者サポート事業<sup>※12</sup>を活用するなどにより、農業後継者への事業継承や大規模経営に伴う法人化など円滑に行われるよう現在の担い手の経営力の強化を図る。

新規就農者の総合的支援については、農業後継者等の就農意欲を喚起し、新規就農者（有機農業志向者を含む）を呼び込み、就農の定着を図るための支援を行う。

また、就農直後の経営が不安定な時期に、早期の経営安定を図るため、農業用施設や農機具等の導入に必要な経費を助成することで、町内外からの新規就農者の獲得を図る。

#### ② 大規模化・法人化の支援（官民連携・地域連携）

農地の効率的活用による担い手支援のため、畦畔除去等による農地の大規模化を進め、集落営農または担い手の法人化の支援を行い雇用による担い手の確保も目指すと共に、大規模法人の参入についても門戸を開いていく。

#### ③ 林業の振興（官民学連携）

引き続き、林業への新規参入や高付加価値化した製材等の新規事業の誘致を目指し、林業の振興と町内の雇用の増加を図る。また、山林所有者の意向調査を行い、森林環境譲与税<sup>※13</sup>を活用し、一体的に伐採・再造林を行えるように進める。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
認定新規就農者数 （有機農業志向者を含む）	4人（H27～R1）	5人（R2～R6）
認定農業者数	83経営体 （H31.4.1時点）	83経営体 （R7.3.31時点）

## 基本的方向 1- (2) 各産業の連携強化と雇用の創出

基幹産業は農業であるが、従事者の高齢化や海外・国内の農業政策の変化等により後継者の育っている畜産業、露地（業務用・大規模）・施設園芸と水稻業との差が出つつある。

JA3町体制の中では個性が出しにくい、木城町の産地の特色化を図ることを基本として、個人農業経営が減少することを踏まえた、6次産業化認定の農業生産法人の事業拡大を進めることが課題となる。

また、個別農家の所得が低下していることも踏まえ、マーケットイン・プロダクトアウト<sup>※14</sup>の視点に立った、「売れる農産物・加工品」をしっかりと見極め、開発や販路拡大と推奨品目の選定やGAP及び有機JAS認証取得の支援を行っていく必要がある。あわせて、6次産業化企業と地域農家の連携を十分に図る。これらの支援に当たっては大学や企業などの連携先も十分検討する必要がある。

さらに、町内だけでの販売では生産拡大・雇用の増大に繋がっていないため、展示会・商談会、ふるさと納税など様々なチャンネルによる販路拡大を図っていく必要がある。

### 【具体的な政策】

#### ① 特色ある農林水産物の産地化支援（官民学連携・地域連携）

大学や関係団体等と連携し、中山間地域の条件不利地や高齢者でも作れる農産物の研究を進め、試験的な導入、販路の拡大を支援するとともに、有機JAS認証取得を支援し有機農産物の拡大を図る。

また、JAグループや商社系企業と連携し、新たな加工野菜の産地化を図るとともに、福祉施設等と連携した雇用の創出を図る。

#### ② 6次産業化及び農商工連携<sup>※15</sup>の支援（官民学連携）

農畜産物の供給量の増える農家に対し、GAP導入の推進や6次産業化による商品の付加価値化を積極的に支援するとともに、町内誘致企業やJAグループ・商社系企業と連携し、新たな加工野菜の産地化を図る。

#### ③ 町外への新たな販路拡大の支援（官民学連携）

町内特産品・商品の販路拡大のため、外部委託も含めた町内外の商談会・展示会の出展の支援やふるさと納税を使った販路拡大を支援する。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
町内産農産物を使った新商品の開発	5商品（H27～R1）	6商品（R2～R6）
新たな業務用野菜等の産地化	0品目	1品目
6次産業化総合化事業計画認定数	1件（R1）	2件（R6）

## 2 基本目標2 木城とのつながりを築き、木城への新しい人の流れをつくる

全国的な景気回復が続く中で、東京圏への一極集中の傾向は継続しており、2018年には13万6千人の東京圏への転入超過※<sup>16</sup>を記録している。転入超過数の大半は若年層であり、多くの若者が進学、就職の機会を捉えて東京圏に集まってきているものと考えられる。

地方から東京圏へ人口が流出していることの要因の1つとして、地方に魅力あるしごとが不足していることが考えられる。このため、魅力ある仕事場をつくることで、地方への若者の定着を促進する。

さらに、地方への移住・定着を促進するためには、第1期で取り組んできた本町移住を直接促進する施策を引き続き展開するだけでなく、将来的な移住にもつながるよう、木城とのつながりを築き、新しいひとの流れをつくることが重要である。

このため、本町に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組むとともに、企業や個人による地方への寄附・投資等により地方創生の取組への積極的な関与を促すなど、地方への資金の流れの創出・拡大を図る。

今後は、移住対策・定住促進を拡充し、観光においては地域連携を更に推進し、地域内外の交流が盛んな活気あるまちづくりを推進することで、本町への人の流れを創出する。

数値目標	基準値	目標値
人口の社会増	45人（年9人） （H26～H30）	125人（年25人） （R2～R6）

### ■基本目標2の基本的方向

- 2-（1）移住・定住対策の推進
- 2-（2）関係人口の創出・拡大



## 基本的方向 2- (1) 移住・定住対策の推進

本町では、平成 22 年度に定住促進奨励事業の住宅取得奨励金の追加など充実を図り、年間 35 人程度の転入超過となり一定の定住施策効果が現れた。

しかし、平成 28 年度以降は人口の自然減の急増とともに社会増減のばらつきがあり、人口が減少傾向となり令和 2 年 1 月に人口が 5,000 人を割った。

他市町村でも同様の各種奨励施策を始めているため、定期的に見直しを行い、他市町村との差別化を図っていく必要がある。

一方で、移住希望者の大半は低廉な中古住宅の賃貸を希望しているが、空き家情報バンクに登録されている物件の登録状況が少なく、古民家や低家賃の賃貸住宅を希望する移住希望者からのニーズに対応できていない状況である。

今後は、町内空き家調査を実施し、利活用可能な空き家を把握したのち、片付け費用補助やリフォーム補助等を検討し、移住者の受入体制を整える必要がある。

また、現在行っている定住促進奨励事業についても、子育て世代に特化した制度へ見直し・拡充を行う。

### 【具体的な政策】

#### ① 空き家の利活用促進（官民連携）

空き家調査を実施し、利活用可能な空き家を把握したのち、片付け費用補助やリフォーム補助等を検討し、移住希望者の受入体制を整える。

また、不動産会社等との連携により空き家の利活用を進めていく。

#### ② 定住促進奨励事業の見直し・拡充

定住促進奨励事業の中で実施している住宅取得奨励金を子育て世代に特化した制度に見直し・拡充を行う。

#### ③ 移住者向け相談会の実施による PR 及びお試し宿泊の推進（地域連携）

都市部において宮崎県が主催する移住相談会に参加し、本町の魅力を発信するとともに、お試し宿泊制度を継続して行い、本町へ興味を持つ人の受け入れを積極的に行い移住へとつなげていく。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
空き家バンク登録数	5 件 (R1)	10 件 (R6)
定住促進奨励金事業による転入者数	47 人 (H30)	70 人 (R6)
お試し宿泊施設利用後の移住件数	1 件 (H29～R1)	3 件 (R2～R6)

## 基本的方向 2- (2) 関係人口の創出・拡大

本町における関係人口については、ふるさと納税制度の寄附によるものが多く、令和元年度で 50,000 件、約 6 億円の寄附を受け付けている。寄附者の多くは、首都圏や関西圏、中部地方等人口が多い地域の居住者であり、その地域に本町を PR できていることは効果が大きい。

また、令和元年度から首都圏における PR 事業を開催し、本町の PR と結び付きを生むための取組みを開始している。

今後は、ふるさと納税のより一層の拡充により、更なる寄附者の増大を図り関係人口の拡大に努めるとともに、寄附者との結びつきを強めるために、首都圏等での PR 事業や物産販売等を定期的で開催する。

企業版ふるさと納税<sup>※17</sup>については、企業との結び付きを強めるとともに、その企業従業員にも本町を PR するきっかけとなり、更には企業との連携協定等への発展を期待できるため積極的に PR を行い、本町に關係する企業の拡大に努める。

### 【具体的な政策】

#### ① ふるさと納税の推進（官民連携）

ふるさと納税による関係人口の拡大に向け、町内事業所と連携し返礼品の充実を図るとともに、首都圏等におけるふるさと納税や特産品の PR を強化する。

企業版ふるさと納税についても推進を図り、企業からの寄附及び企業との結びつきを強化し、関係人口の拡大に努める。

#### ② PR 事業の拡充（官民連携）

首都圏等における本町の魅力 PR やふるさと納税 PR、特産品販売活動を拡充し、遠方からでも本町を応援してもらえる関係人口を増やす。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
ふるさと納税寄附件数、寄附額	50,000 件 (R1) 6 億円	70,000 件 (R6) 10 億円
企業版ふるさと納税件数、寄附額	3 社 (H29～R1) 1,110 万円	5 件 (R2～R6) 5,000 万円
首都圏等における PR 事業開催回数	2 回 (R1)	4 回 (R6)

### 3 基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

本町では、これまで出産や就学等の奨励金制度や医療費助成、学校教育に係る経済的負担の軽減策等の子育て支援を一体的に推進し、一連の政策の効果によりここ数年25歳～39歳の子育て世代が転入超過となっている。

しかし、近年はこのような町独自で行ってきた支援を国が行うようになり、また、他自治体でも手厚い支援策を打ち出して子育て世代への移住・定住に繋がる施策を積極的に行ってきている。

このことから、これまで行ってきた支援策や制度を継続・拡充し、誰もが安心して出産・子育てをしやすい環境をつくることで「木城町＝子育てしやすいまち」というイメージを更に強くする必要がある。

また、世帯で子育てをする環境から、地域で支え合いや見守りができる環境を形成するとともに、教育において安心安全な学校生活ができる環境づくりを進めることにより、より安心して子育てができるまちを実現する。

現在、本町で子育てをしている人が「子育てしやすい」と感じていることをUターン希望者へ発信することにより、移住対策にもつなげていく。

数値目標	基準値	目標値
合計特殊出生率	1.80人 (H24～H30平均)	2.00人 (R6)
子育て世代の転入者数 (15歳以下の子どもを含む転入世帯員数)	45人 (H30年度)	60人 (R6年度)

#### ■基本目標3の基本的方向

- 3- (1) 出産・子育て支援の充実
- 3- (2) 幼児・学校教育の充実
- 3- (3) 子育て世帯の経済的負担軽減のための支援

## 基本的方向 3- (1) 出産・子育て支援の充実

本町には、町営の「めばえ保育園」と民間保育園が連携し、待機児童がいない整った保育環境が構築されている。令和2年度からは民間保育所が開園し、更なる保育体制の強化が図られる。また、健康管理指導、医療費助成等、制度に沿った計画的な子育て環境の整備に努めている。

近年、入所希望児童の増加傾向が見られ、社会情勢の変化に伴い多種多様な保育ニーズが想定され、広域市町村との連携、利用調整が重要となってくる。また、児童虐待や貧困家庭の相談体制の充実等、それらに対応できるよう関係機関との連携強化を図り、一層の子育て環境の整備が必要である。

そのため、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、保育利用料軽減事業や医療費助成等を継続実施し、児童館・放課後児童クラブや子育て支援センターの充実を図る等、多様な子育てニーズに即した支援を実施する。また、個別の発達相談事業や乳幼児等医療費の助成事業の継続・拡充を図るとともに、子どもと家庭に対するきめ細かな取組を推進する。

### 【具体的な政策】

#### ① 子育て支援サービスの充実（官民連携）

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、保育利用料軽減事業や医療費助成等を継続実施し、児童館・放課後児童クラブや子育て支援センターの充実を図る等、多様な子育てニーズに即した出産・子育て支援の充実を図る。

#### ② 乳幼児等の健やかな成長の支援（官民連携・政策連携）

乳幼児等の各種健診・訪問事業・町内事業所等と連携しながら就学前の幼児を対象とした個別の発達相談事業や乳幼児等医療費の助成事業の継続・拡充を図る。

また、1歳半と3歳半の健診時には、木城えほんの郷と連携し、子どもの発達にあわせた絵本をプレゼントすることにより、子どもの心身ともに健やかな成長を育む。

#### ③ 要保護児童対策<sup>※18</sup>（官民連携）

要保護児童対策地域協議会を中心に児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援対策の推進や障がい児施策の実施など、保護を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取組を推進する。

#### ④ 母子保健の充実（官民連携・地域連携）

妊婦健康診査、乳幼児健康診査をはじめ、母子健康手帳の交付、健康教育、相談・訪問体制、一般・特定不妊治療費助成事業等、各事業の一層の充実に努めるとともに、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりに総合的に取り組む。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
子育て環境の充実度	49% (R1)	60% (R6)
合計特殊出生率(再掲)	1.80 人 (H24～H30 平均)	2.00 人 (R6)

## 基本的方向 3- (2) 幼児・学校教育の充実

本町では、保育園、小・中学校や関係機関と連携し、連続性のあるきめ細かな教育体制を構築している。また、小・中学校間で十分な連携をとり、一人ひとりの学力を的確に把握し、学力向上サポーター制度等を利用しながら、学力の向上に努めている。

しかし、複雑化・多様化している学校現場の課題解決や、子供たちの教育環境を充実させるためには、小・中の教育を別々に行うのではなく、義務教育9年間を通した教育体制の確立や、地域住民等の協力を得て、地域総がかりで教育の実現を図っていくことが重要である。

そのために、現在の小・中学校を施設一体型の義務教育学校（小中一貫）へ移行し、義務教育学内容の充実を図る必要がある。

### 【具体的な政策】

#### ① 学力向上・特別支援サポーターの配置（官民学連携）

（学力向上）

少人数学級や習熟度学級の取組みを充実し、更なる学力向上のための指導方法を工夫し継続して教育内容の充実を図る。

（特別支援）

支援が必要な児童・生徒に対し、学習面や生活面での支援を行うことにより、教育環境の充実を図る。

#### ② 外国語指導助手（ALT）・学校図書司書の配置（官民連携）

（ALT）

小学生からの外国語必須化に伴い、生の英語教育が必要となっており、継続して配置を行う。また、学校だけではなく、保育園、児童館とも連携し、活動の場を広げる取組を進める。

（学校図書司書）

木城えほんの郷、木城町総合交流センターリバリス図書室との連携を更に強化し、学習や研究に必要な書籍を探す手助けをするレファレンス機能の充実を図り、児童の学習サポートだけでなく教職員へのサポート機能として図書館が活かせるようにする。

#### ③ 義務教育学校開設（官民学連携・地域連携）

現在の小・中学校を施設一体型の義務教育学校へ移行し、9年間を通した教育体制（4・3・2制）の確立や、地域住民等の協力を得て、地域総がかりで教育の実現を図っていくコミュニティスクールの導入など、特色ある学校運営を実施する。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
義務教育学校	0校(R1)	1校(R6)
学力向上・特別支援サポーター	小（5名）(R1) 中（3名）(R1)	小（5名）(R6) 中（3名）(R6)
外国語指導助手（ALT）・学校 図書司書配置	各1名(R1)	各1名(R6)

### 基本的方向 3- (3) 子育て世帯の経済的負担軽減のための支援

本町では、子育て世帯の経済的負担軽減を図ることを目的に、貸付金制度並びに各種助成制度を町単独予算で実施している。

親の経済力や養育力に格差が生じており、福祉部門と連携して、家庭で担う基本的な役割（衣食住の生活習慣・家庭教育）について支援を行う制度づくりが必要である。

そのため、既存の助成事業の継続・拡充を進めるとともに、他部門との連携による家庭で担う親の役割について支援を行う制度づくりを検討する。また、大学や専門学校等への進学を支援し、都会に出た人材が地元に着定するような制度づくりを進め、定住促進に繋げていく。

#### 【具体的な政策】

##### ① 育英資金貸付金・奨学金制度の充実（官民連携・政策連携）

大学や専門学校等への進学を支援するとともに、都会に出た人材が地元に着定するような制度づくりを進める。

##### ② 小中学校（義務教育）助成事業

義務教育課程の経済的負担軽減を図るため、給食費無償化や修学旅行の交通費相当分などの助成を実施。

- ・小中学校給食費補助事業
- ・小中学校副教材費助成事業
- ・中学校授業用柔道着購入補助事業
- ・中学校体育連盟補助事業

##### ③ 子育て世帯（保護者）の家庭教育支援（政策間連携）

福祉部門や各関係機関と連携して家庭で担う親の役割について、支援を行う制度づくりを検討する。

- ・就学支援
- ・子どもの貧困・虐待

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
育英資金・奨学金貸付（無利子）者数	10人(R1)	15人(R6) (地元定着3人)
子育て世代の転入者数 (15歳以下の子どもを含む転入世帯員数) (再掲)	45人 (H30年度)	60人 (R6年度)



## 4 基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる

本町は、宮崎市から車で1時間弱の距離にあり、キャンプ場や河川プール、ボルダリング、MTB常設コース等のアウトドア施設が充実している川原自然公園、約17,000冊の蔵書を備え、森の中で絵本に親しむことのできる木城えほんの郷をはじめとして、いしかわうち、中八重緑地公園、ピノックQパーク、木城温泉館「湯らら」、日向新しき村、石井十次記念資料館、菜っ葉屋等、各種観光施設が充実しており、近年は観光客数が増加傾向である。

今後は、観光においては広域連携や体験型観光等を更に推進し、地域内外の交流が盛んな活気あるまちづくりを推進することで、本町への人の流れを創出する。

また、訪れたい、住み続けたいと思えるような地域をつくるためには、都市機能、日常生活サービス機能を維持・確保するとともに、地域資源を最大限に活かし、地域に付加価値を持たせることで、魅力的な地域づくりを進める必要がある。

このため、地域交通の維持・確保を進めると共に、質の高い暮らしのためのまちの機能の充実を図る。あわせて、豊かな自然、観光資源、文化、スポーツなど地域の特色ある資源を最大限に活かし、地域の活性化と魅力向上を図る。

また、急速な高齢化にも対応し、人々が地域において安心して暮らすことができるよう、医療・福祉サービス等の機能を確保し生涯現役の社会づくりを推進するとともに、地域における防災・減災や地域の交通安全の確保を図る。

数値目標	基準値	目標値
観光入込客数	年 368,253 人 (H30)	年 400,000 人 (R6)

### ■基本目標4の基本的方向

- 4- (1) 観光・文化・交流事業の振興
- 4- (2) 保健・医療の充実
- 4- (3) 中山間地域対策
- 4- (4) 地域防災力の向上

## 基本的方向 4- (1) 観光・文化・交流事業の振興

本町の観光は、手つかず残っている尾鈴山系・小丸川溪谷を中心とした自然景観と木城温泉館湯らら、木城えほんの郷、川原自然公園等の公的観光を中心に成り立っている。各施設はオリジナルの魅力を持っており、それぞれ訴求力はあるがインバウンドやブランド化という面では有名観光地には劣っている面も否めない。各施設等は築20年を超え老朽化や更新が必要な時期に来ている。施設単体の利用者は多いものの、通過型観光となっており、滞在時間の延長や施設・体験間や商工業との連携が不十分である。

そこで、施設の見学等のモノ消費から、観る・感じる等のコト消費へのシフト、海外も含めた新たな観光客の誘致への対応が必要である。

町内の人の流れを作るため、目的地以外への観光客の誘導や商工業との連携、新たな体験事業の掘り起こしや民泊等の検討も行っていく必要がある。

### 【具体的な政策】

#### ① 既存観光・交流資源の充実・活用（官民連携）

地方創生推進交付金事業やふるさと納税等の活用により、川原自然公園や木城えほんの郷等の観光施設のリニューアルと設備の見直しを図る。

#### ② 新たな観光資源の掘り起こしと官民・地域連携（官民連携・地域連携）

百済王族伝説にまつわる市町村間連携事業「九州オルレ・宮崎小丸川コース」のオープンによる新たな観光を中心に、城山公園を中心に高城合戦に基づく歴史観光、木城温泉館湯ららの中核とした、温泉・運動・食事の連携事業（温泉ガストロノミーツーリズム）、「いしかわうち」の宿泊施設と中八重緑地公園、ピノックQパークが連携した合宿や各種体験事業を進め、交流人口の拡大を図る。

観光アプリ「きじょうナビ」を活用した地域資源の掘り起こし、体験型ツアー等の新規掘り起こし等によって、観光客の増加、地域の活性化、官民地域連携を図る。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
観光入込客数（再掲）	年 368,253 人(H30)	年 400,000 人(R6)

## 基本的方向 4- (2) 保健・医療の充実

本町では、これまで「健康きじょう 21」を策定し、医療機関と連携して、成人の各種健（検）診や幼児・小中学生等を対象に任意予防接種事業を取組んでいる。また、歯科保健事業として保育園・学校単位でのフッ素洗口事業や幼児を対象にフッ素塗布事業を実施することで、むし歯有病率は減少している。

今後の課題として、がん検診の受診者数・インフルエンザ任意予防接種の接種率向上対策及び歯・口腔の健康づくりに取り組む必要がある。

そのため、町が実施する各種がん検診の充実及び助成を行い、検診受診者数を向上させ、がんの早期発見・早期治療に努める。また、幼児・児童・生徒・妊婦を対象にした、インフルエンザ予防接種の助成を行い、疾病の重症化を防ぐとともに、子供から高齢者までフッ素塗布や歯周病検診等歯・口腔の健康づくりに継続的に取り組める支援体制を構築する。

上記の事業を行うことにより町民自ら健康づくりに関心を持ち、実践できるように支援を行っていく。

さらに、高齢化率が年々上昇していくことから、安心して生活でき、必要に応じて、かかりつけ医から町外から県域へと紹介できる医療体制づくりを医師会等と構築していく。

### 【具体的な政策】

#### ① 各種がん検診事業（官民連携）

町が実施する各種がん検診の充実及び助成を行い、検診受診者数を向上させ、がんの早期発見・早期治療に努める。また、胃がんの原因となるピロリ菌や子宮がんの原因となるヒトパピローマウイルスの検査を行い、がんのリスク因子を減少させるよう努める。

#### ② インフルエンザ任意予防接種事業（官民連携）

幼児・児童・生徒・妊婦を対象にした、インフルエンザ予防接種の助成を行い、疾病の重症化を防ぐ。

#### ③ 歯科健診事業

妊婦から高齢者まで、歯科（歯周病）健診の助成やフッ素塗布・洗口の支援を行い、歯の健康づくりの意識づけに努める。

#### ④ 医療・介護の充実

医療と介護等包括的に連携し、町民が安心して住み続けるための支援を行う。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
町民の健康づくりへの関心度	84%（H29）	90%（R6）

## 基本的方向 4- (3) 中山間地域対策

本町の中山間地域は条件不利地を抱えており、基幹となる第 1 次産業においては、まとまった農地があっても鳥獣害の増加や収益性のある作物がないため、不作付け地の増加に繋がっている。

将来的に耕作放棄地が増加する可能性があるが、土地条件等により担い手となる若者を移住させることが難しい現状にある。

このため、特色を活かした地域づくりを行うために、耕作放棄地の再生や観光事業等を活かした農作業体験や宿泊型交流等の体験型事業を増やしていくとともに、本町特有の魅力ある自然を活かした中山間地域の再生を進めていく。

### 【具体的な政策】

#### ① 都市と農村の交流（官民連携）

石河内地区においては「いしかわうち」を基軸とし、中八重緑地公園、ピノッ Q パークと連携し、宿泊型の交流人口の増加を図ることで地域経済の活性化と地元雇用を図り、中山間地域の集落に若者が定住できるようにする。

#### ② 中山間地域集落の活性化（官民連携・地域連携）

中山間地域の集落の活性化について、集落住民自ら考え、行動するという意識の醸成を図るとともに、地域おこし協力隊の参画により、意欲的な集落づくりに取り組み、地域経済の活性化を図る。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
中山間地域への地域おこし協力隊の参画	0 人（R1）	2 人（R6）
集落単位で農業に取り組む集落数	12 集落（R1）	12 集落（R6）

## 基本的方向 4- (4) 地域防災力の向上

本町の自助・共助による防災活動は、自主防災組織※<sup>19</sup>・赤十字奉仕団・防災士ネットワークなどの団体が活動している。また、公助においては、消防団が中心となり防災対策を行っている。

人口減少、少子高齢化等に伴い、若い人材や地域防災の中核となる人材不足のため、自主防災組織数の増加や消防団員の加入が進んでいない。

南海トラフ大地震・山間部の土砂災害・小丸川の洪水などの様々な大規模災害に備えて、地域防災の中核となる防災リーダーの育成が課題となっている。

そこで、町民に防災意識を高めてもらうために、防災士の資格取得や防災訓練等の積極的な参加を図り、防災体制の確立に努める。

### 【具体的な政策】

- ① 自主防災組織結成への支援（官民連携）  
地区単位の自主防災組織設立に向けた説明会を実施し、設立の支援を行う。
- ② 地域防災の人材確保・育成（官民連携・地域連携）  
消防団員や防災士の確保・育成を行い、地域防災の中核となる人材を育てる。
- ③ 防災意識向上にむけた支援（官民連携・地域連携）  
町民参加による防災訓練や防災講座を実施し、町民の防災意識の向上を図る。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
自主防災組織数	2 組織 (R1)	4 組織 (R6)
防災士数	63 人 (R1)	80 人 (R6)
消防団員数	146 人 (R1)	160 人 (R6)

## 5 横断的目標 1 多様な人材の活躍を促進する

本町では、本格的な人口減少社会を迎え、地域社会における課題解決のための担い手不足、コミュニティの弱体化など問題が顕在化している。一方、地域コミュニティ※<sup>20</sup>は、地域への誇りと愛着の醸成、災害対応力の向上など多様な意義や価値を有するのみならず、地域の合意形成を図る上でも有用と考えられ、引き続きその維持・強化が必要である。

地方創生が点の取組から面の取組に広がり、真に継続・発展していくためには、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画し、地域資源を活用しながら、地域の実情に応じた内発的な発展につなげていくことが重要である。その際、地域の住民のみならず、町内外の個人、NPO、企業、金融機関、教育機関などの多様な主体を地域に関わる一人ひとりの担い手として捉えていくことが、地方創生の当事者の拡大につながると考えられる。

このように、地元住民、地域おこし協力隊、町外に在住し直接活動する個人、NPO、企業等を地域の担い手として幅広く捉え、義務的ではなく本当にその地域にコミットして自律的に活動する個人・団体とそれを支援する主体を少しでも増やすよう取り組んでいく必要がある。

このため、行政や地域社会は、地方創生のための戦略やその実施施策の企画立案・実施・検証等に町民の参画を一層働きかけていく必要がある。

数値目標	基準値	目標値
地域おこし協力隊員数	1人(R1)	5人(R6)

### ■横断的目標 1 の基本的方向

- 5- (1) 地域コミュニティの維持・強化
- 5- (2) 多様な人材の確保

## 基本的方向 5- (1) 地域コミュニティの維持・強化

本町の各地域の拠点である自治公民館は現在 40 館あり、それぞれの活動が近年停滞しており、住民同士の連帯感が希薄化してきている。地区加入については、町外からの転入者の未加入はもとより、加入者の脱退が見られる地区もある。

その反面、町外からの転入者が地域にうまく溶け込み、担い手となって活動している地域も見られるようになった。

平成 28 年度から地域の実情を把握、活動を推進するため、各自治公民館単位において担当の役場職員を複数配置し、地域の問題、各種行事において課題を共有し、問題解決や地域活性化に向けて取り組んでおり、今後も引き続き支援していく。

また、平成 29 年度からは、住民提案型まちづくり事業により地域活動を支援する事業も開始され、新たな活動も生まれているので引き続き推進していく。

### 【具体的な政策】

#### ① 地域担当職員制度の実施（官民連携）

自治公民館への加入率増加を図り、担当の役場職員を複数配置し、地域の問題、各種行事において課題を共有し、問題解決や地域活性化に向けて取り組んでいく。

#### ② 住民提案型まちづくり事業の取組による地域づくり（官民連携・地域連携）

住民や団体による地域活動への熱意や発想の柔軟性を活かした提案事業を支援し、住民主体でのまちづくりを推進していく。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
自治公民館加入率	75.8%（R1）	80.0%（R6）
住民提案型まちづくり事業に取り組む団体	2 団体（R1）	4 団体（R6）

## 基本的方向 5- (2) 多様な人材の確保

地方創生の推進に向けては、行政と地域をつなぐコーディネーターや、観光や販路拡大など各分野で様々な知識や経験を培った専門人材など、実際にこれを担う人材を確保し、活躍する環境を整備することが必要であり、特にこのような人材には、自らが地方創生の主役であるという主体的な意識・熱意をもって取り組むことが求められる。

本町においては、平成 29 年度に観光協会が独立し、それに合わせ地域おこし協力隊を 1 名配置し、観光協会職員と連携し観光振興に携わっている。また、木城町ふるさと振興協会、いしかわうち、木城えほんの郷みどりのゆりかご協会等で様々な知識や経験を培った人材が観光や地域づくりに取り組んでいる。

また、ICT 分野においては、情報センターに専門知識を持った人材を 1 名配置し、町民からの問い合わせ等に対応している。今後は、本格的に始まる ICT 教育部門のサポートも検討していく。

特に、地域おこし協力隊については、専門知識や熱意を持った隊員を採用し、地域の諸問題解決のために積極的に活動していけるよう環境を整える。

### 【具体的な政策】

#### ① 地域おこし協力隊による地域活性化（官民連携・地域連携）

地域おこし協力隊を地域の担い手として積極的に採用し、3 年間の任期で地域づくりに力を発揮してもらい、任期終了後は、引き続き地方創生を担う人材として町内に定着してもらえるように導いていく。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
地域おこし協力隊任期終了後の町内定着者数	0 名（R1）	3 名（R6）



## 6 横断的目標 2 新しい時代の流れを力にする

未来技術は、各々の地域特性に応じて有効に活用することで、地域が抱える課題を解決するだけでなく、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活等の質を大きく変化させ、地域の魅力を向上させるものと期待される。

本町における Society 5.0<sup>※21</sup> の推進に向けて、情報通信基盤等の環境整備を進めた上で、未来技術の活用により、農林商工業、教育、医療・福祉、観光等地域課題の解決、地域の魅力向上を図る。

また、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たって SDGs<sup>※22</sup> の理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができると。このため、SDGs を原動力とした地方創生を推進する。

数値目標	基準値	目標値
スマート農業 <sup>※23</sup> ・ICT 導入経営体数	2 経営体 (R1)	5 経営体 (R6)

### ■横断的目標 2 の基本的方向

- 6- (1) Society5.0 の推進
- 6- (2) 地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり

## 基本的方向 6- (1) Society5.0 の推進

本町を含む多くの地域において、少子高齢化、生産年齢人口の減少が進んでおり、この結果、交通弱者の増加、医療・介護サービスの担い手不足、地域の小売・生活関連サービスの衰退、インフラの維持管理の相対的負担増など、地方創生に向けて解決すべき様々な社会課題が山積している。また、若い世代が地方に移住するに当たっても、子供の医療や教育への不安が足かせになっているとの指摘もある。

情報通信技術などの未来技術は、距離と時間の制約を克服する点や、人の能力・活動を拡張・効率化・代替する点に主な特徴があり、このような地方の社会課題を解決・改善するための重要な鍵となる。

このように、未来技術は、単に直面する課題に対処するだけではなく、モノやサービスの生産性・利便性を飛躍的に高めるとともに、新しいサービスを生み出し、新たな雇用を創出するなど産業や生活などの質を高める力があり、社会・経済の双方の面から、地域を一層豊かで魅力あるものとし、それがひとを呼ぶ好循環を生む起爆剤となり得るものである。さらに、未来技術は、様々な地域の特性に応じた形で活用できるものであり、本町においてもその未来技術を積極的に地域づくりに取り入れていく必要がある。

### 【具体的な政策】

#### ① スマート農業・ICTの活用（官民連携）

担い手の減少や高齢化に伴う生産力の低下及び熟練農家の技術喪失を防ぐため、少ない労働力の下でも効率的かつ高品質な農産物の生産を可能とするスマート農業やICTの導入を推進する。

#### ② 観光アプリ、自動翻訳機導入による観光客への対応強化（官民連携）

観光アプリ「きじょうナビ」を活用した地域資源の掘り起こし、体験型ツアー等の新規掘り起こし等によって観光客の増加を図るとともに、外国人観光客の増加に対応できるように自動翻訳機を導入し、インバウンド対策を行う。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
スマート農業・ICT導入経営体数（再掲）	2経営体	5経営体
観光入込客数（再掲）	年 368,253 人(H30)	年 400,000 人(R6)

## 基本的方向 6- (2) 地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり

SDGs は、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題に統合的に取り組むものであり、「すべての人に健康と福祉を」、「働きがいも、経済成長も」、「住み続けられるまちづくりを」などの 17 の目標と、これを達成するための 169 のターゲットを掲げている。高齢化、環境問題など、各地方における諸問題の解決に貢献し、地域の持続可能な開発、発展に必要な指標となっている。

持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たって、SDGs の理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができる。

本町では、地域の社会的課題の解決に向けた多様な関係者の参画により、SDGs に取り組むことで、「少子高齢化社会に対応したまちづくり」「活力と魅力あるまちづくり」に向けた住民参加型の地域づくりを進める。

### 【具体的な政策】

#### ① SDGs の達成に向けた取組の推進（官民連携）

本町の地方創生の深化に向けては、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むことが重要であり、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組は、地方創生の実現に資するものであるため、官民連携による積極的な取組を進めていく。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
地方創生 SDGs 官民連携プラットフォームへの参加	—	参加

#### ※地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム

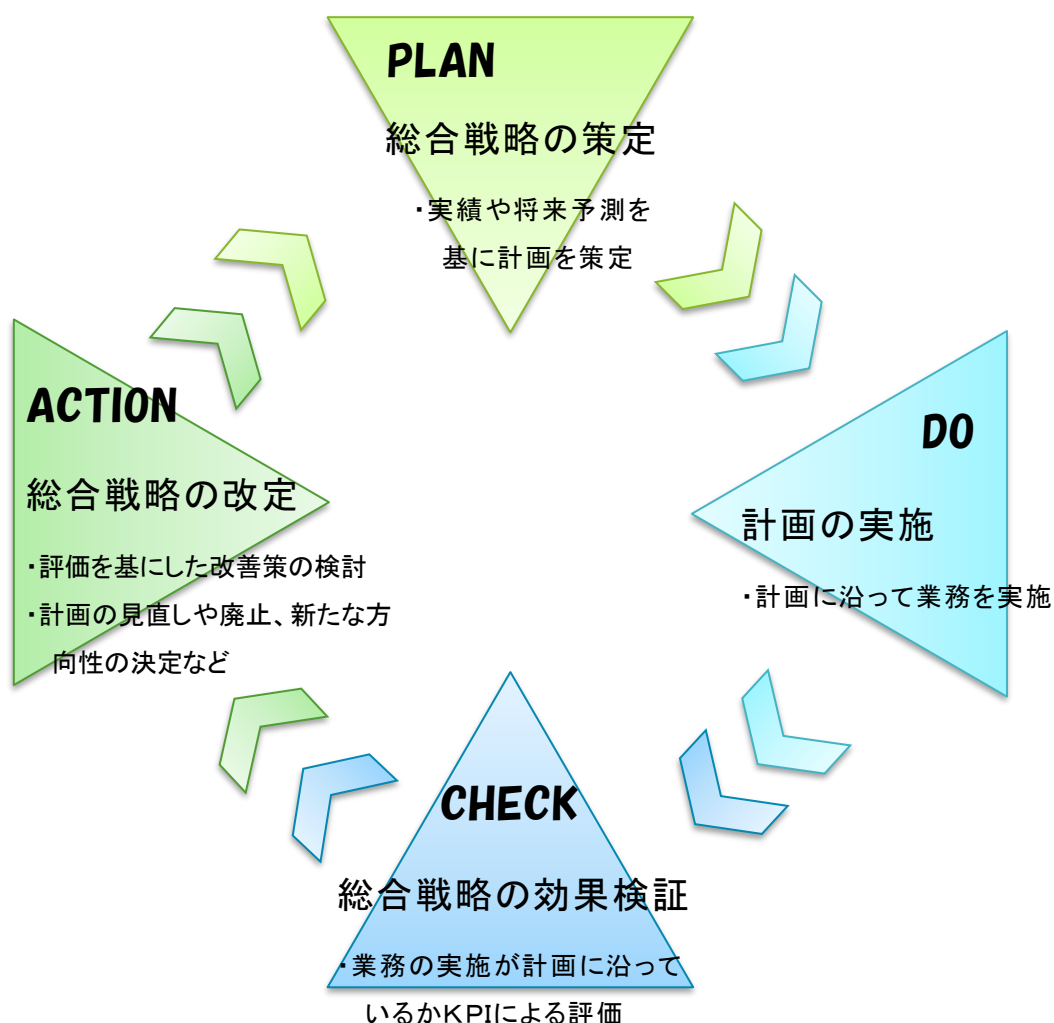
我が国における SDGs の国内実施の促進及びそれに資する「環境未来都市」構想を推進し、より一層の地方創生につなげることを目的に、地方自治体・地域経済に新たな付加価値を生み出す企業、専門性を持った NGO、NPO・大学・研究機関など、広範なステークホルダー間とのパートナーシップを深める官民連携の場として、平成 30 年 8 月 31 日に内閣府が設置した。

## 第4節 施策検証の枠組み

### 1 PDCAサイクルの確立

施策の基本目標については、木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の目指すべき将来の方向を踏まえ、実現すべき成果（アウトカム）を重視した数値目標を設定する。また、政策分野ごとに、講ずべき施策の基本的方向と具体的な施策を盛り込み、具体的な施策ごとに客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定する。

設定した数値目標等を基に、戦略や実施した施策・事業の効果を外部有識者等の参画により検証し、改善に繋げることにより、PDCAサイクルを確立する。効果的な総合戦略を策定し（PLAN）、着実に実施していくとともに（DO）、内部組織や外部有識者などで構成する組織により基本目標数値や重要業績評価指標（KPI）を基に実施した施策や事業の効果を検証し（CHECK）、必要に応じて総合戦略を改定する（ACTION）等、一連のプロセスを実行していくことで、施策の充実や展開に繋げていく。



## 2 施策検証の枠組み

総合戦略に基づき地方創生に取り組むためには、町民一人ひとりが共通の認識の下に、官民学金労産が互いに連携・協働して様々な課題に取り組んでいくことが必要である。

このため、施策検証の組織として、各分野から構成された「木城町まち・ひと・しごと創生推進会議」を設置し、それぞれの役割分担を踏まえながら、幅広い検証を実施し事業の見直し等を図っていく。

## 注 釈

P30

### ※1 ワークライフバランス

働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

### ※2 義務教育学校

小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う制度。小中一貫校の一種。

P43

### ※3 自然減

住居の移動による人口の増減を除いた死亡数から出生数を減じた数。

### ※4 社会減

住居の移動による人口の減少。

### ※5 GAP

GAP (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理)。農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

### ※6 JAS 認証

食品・農林水産品やこれらの取扱い等の方法などについての規格 (JAS) を国が制定するとともに、JAS を満たすことを証するマーク (JAS マーク) を、当該食品・農林水産品や事業者の広告などに表示できる制度。

### ※7 6次産業化

農業や水産業などの第一次産業の事業者が、食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態。

P44

### ※8 地域おこし協力隊

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

P47

### ※9 認定新規就農者

自らの農業経営の確立に取り組む意欲と能力のある新たに農業経営を営もうとする青年等が作成した「青年等就農計画 (5年後の農業経営の目標)」について、その計画の認定

を受けた新規就農者。

P48

※10 中小企業ハンズオン支援事業

経営課題の解決に取り組む中小企業・小規模事業者を対象に豊富な経験と実績をもつ専門家を派遣し、アドバイスを実施する。事業者が主体的に取り組むことで、支援終了後も自立的・持続的に成長可能な仕組み作りをサポートする。

※11 経営発達支援計画

商工会または商工会議所が行ってきた経営改善普及事業の中に、小規模事業者の経営発達に特に資するものとして「経営発達支援事業」を新たに位置づけ、商工会または商工会議所が小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援を実施する仕組み。

P49

※12 農業経営者サポート事業

経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるよう、円滑な経営継承など農業者の経営課題に対し関係機関と連携して適切にアドバイスする農業経営相談体制を整備するとともに、経営相談、専門家派遣等の取組を支援し、法人化等を促進する事業。

※13 森林環境譲与税

森林現場の課題に早期に対応する観点から、「森林経営管理制度」の導入に合わせて平成31(2019)年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与される。

P50

※14 マーケットイン・プロダクトアウト

マーケットインとは、顧客の意見・ニーズを汲みとって製品開発を行うこと。プロダクトアウトとは、会社の方針や作りたいもの、作れるものを基準に商品開発を行うこと。

※15 農商工連携

農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、連携して、新商品・新サービスの開発等に取り組むことである。

P51

※16 転入超過

転出者より転入者が多い状態のこと。

P53

※17 企業版ふるさと納税

地方公共団体が作成した地方創生に係る事業に対して、企業が寄附を行った際に税額が控除されるという制度。

P55

※18 要保護児童

児童福祉法に基づいて保護を要すると定められた児童。保護者のない児童、または保護者に監護させることが不適当な児童、あるいは身体的・精神的障害が認められたり、行動に問題のある児童。

P64

※19 自主防災組織

地域住民による任意の防災組織。地域住民が協力して「自分たちの地域を自分たちで守る」ために立ち上げる組織。

P65

※20 地域コミュニティ

地域住民が生活している場所。消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

P68

※21 Society5.0

サイバー空間（仮想空間）と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもの。

※22 SDG s

持続可能な社会を世界レベルで実現するために、2015年9月に国連で合意された世界共通の目標「SDGs（Sustainable Development Goals：エスディージェズ）」。17の目標とこれを達成するための169のターゲットを掲げている。

※23 スマート農業

ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業。